

令和8年2月9日
地域学校連携課

「世田谷区立中学校部活動地域移行の方針」の改訂について

1 主旨

令和7年3月に策定の「世田谷区立中学校部活動地域移行の方針」に基づき、玉川中学校をモデル校として公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（以下、「スポーツ振興財団」という。）に委託し、部活動運営支援を開始した。

モデル実施での課題を踏まえつつ、また、国が本年度示した部活動地域展開のあり方も踏まえ、「世田谷区立中学校部活動地域移行の方針」を改訂し、このたび、「世田谷区立中学校部活動地域展開の方針（第1次改訂版）」（以下、「本方針」という。）として取りまとめた。

2 令和7年度実施による成果と課題等

（1）区立玉川中学校での部活動運営支援

令和7年4月より、温水プール開放事務室のある区立玉川中学校にて、スポーツ振興財団へ部活動運営支援を委託し取組みを進めている。

①事業内容

- ア 部活動調整員の配置
- イ 部活動アプリの導入
- ウ 部活動支援員の配置・育成
- エ 部活動サポーターの導入

②課題等

- ア 部活動支援員の確保
部活動の実施時間は主に平日夕方のため、そこで従事可能な支援員の確保が課題である。
- イ 部活動支援員と顧問教員との連携、役割分担
生徒の健全育成から、部活動指導者には、生徒の心身の発達段階を踏まえた指導が求められる。学校と部活動支援員の事前の共通理解の不足等も見受けられ、部活動は学校教育の一環であることから、委嘱時の役割分担の明確化、活動意義等の再確認が必要である。
- ウ 部活動支援員の委嘱
監督、指導員の委嘱基準が明確化されておらず、監督の委嘱に必要とされるスキルや受講すべき研修内容について整理できていない。
- エ 緊急時の連絡体制
対象校拡大にあたって、部活動調整員が常駐しない中学校での緊急時

の連絡体制の構築について、部活動調整員、部活動支援員と学校で調整する必要がある。

オ 部活動サポーターの確保

試行的に生徒の保護者が大会や練習試合の引率補助、安全管理サポート等を担っているが、今後対象校を拡大していく中で、活用の有用性や募集の範囲、謝礼額の適切性を検証していく必要がある。

(2) スポーツ振興財団による部活動支援員関係業務

①事業内容

ア 部活動支援員の募集に関する業務

イ 委嘱関係手続きの取りまとめ

ウ 活動実績報告書の確認と支払データ作成業務

②課題等

財団側で各校の配置状況が都度確認できる一方、委嘱関係手続きの取りまとめや支払いデータの作成は、学校にとっては提出・報告先が変更になったにすぎず、業務負担軽減には直接つながっていない声が上がっている。

3 「世田谷区立中学校部活動地域展開の方針」の改訂

モデル実施により把握した課題に対応し、持続可能な生徒が望む部活動運営と教員への過度な負担の軽減のため、令和7年3月に策定した地域展開を一気に目指した「世田谷区立中学校部活動地域移行の方針」を、地域展開を見据えた地域連携の推進とした本方針に改訂する。

(1) 取組みを進めるための6つの視点を追加

【6つの視点】

- 1 学校や教員の負担が過度とならない、持続可能な運営体制の整備
- 2 現在活動している学校部活動（スポーツ・文化活動）を大切にし、生徒一人ひとりの活動がさらに充実するための最適な手法の選択
- 3 生徒一人ひとりの希望や状況に応じた活動の継続
- 4 部活動を充実させようとする学校の思いと地域の思いが共に重視される環境づくり
- 5 所属する部活動や地域クラブ活動を1つに限定せず、生徒の意思によって様々な活動に参加できる手立て
- 6 学校部活動及び地域クラブ活動を、世田谷区の強みである、人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支える体制の整備

(2) 計画年度の変更

①令和10年度までに、全区立中学校において平日・休日の学校部活動の地域連携を進める。(第1段階)

②地域展開の実施に向けた考え方を「(仮称)世田谷区立中学校部活動地域

展開協議会」において令和9年度までにまとめ、令和10年度を準備・調整期間として、令和11年度から、土日の活動を中心とした地域展開を進める。(第2段階)

(3) 部活動地域連携体制の見直し

- ①文化系部活動への部活動支援員の配置など、運営支援体制の新たな構築。
- ②スポーツ振興財団を含めた地域連携体制を改めて構築し、顧問教員の関わり方や部活動支援員の役割、任用、配置、活動時間等を見直した新たな体制での部活動支援。

4 今後のスケジュール (予定)

令和8年	3月	方針決定、公表
	4月以降	(仮称)世田谷区立中学校部活動地域展開協議会での地域展開の議論の開始

世田谷区立中学校部活動地域展開の方針

令和7年度～令和10年度

(2025年度～2028年度)

～地域展開を見据えた地域連携の推進～

第1次改訂版

令和8年(2026年)3月

世田谷区教育委員会事務局

はじめに

令和7年度現在、世田谷区には、運動系、文化系を合わせ、389部活があり、部活動を通じて同じ活動を共有する仲間と過ごすことで、協力する喜びや励まし合う大切さを実感できるとともに、学年を越えた交流により互いの違いを理解し合うことで連帯感を得られるなど、生徒の日々の成長の場となっております。

生徒の部活に対する想いは多岐に渡り、プロスポーツ選手を目指す生徒、仲間と共に苦楽を共にし1つの目標に向かっていく生徒、自分の趣味や興味をやりたい生徒等様々です。

さらに、文化やスポーツの多様化が進み、オリンピック競技数が増えるように、これまで以上に、様々な活動に打ち込み、また挑戦する生徒も増えていくと考えられます。

一方で、令和5年度に実施した「教育職員の勤務実態アンケート」からは、部活動における教員の過度な負担も明らかとなりました。アンケート結果では、中学校において、「授業準備や教材研究の時間が十分に取れない。」と回答した教員が約8割となっており、部活動の地域連携・地域展開の推進により教員の負担を軽減していくことが教員の働き方改革の取組みとして重要であると考えられます。

こうした中、世田谷区では、教員の過度な負担をなくし、教育の質を高めるため、令和7年3月に「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」を策定し、各取組みを進めてきました。

様々な想いをを持った生徒や新たな競技等を教員の過度な負担なく、地域とともに持続的安定的に部活動を実施できる体制を整えるため、持続可能な部活動体制の構築を目的とし、国が示した「部活動を学校から段階的に地域に移行していく」とした方針に基づき、学校、地域の関わり方を見直すものであります。

また、世田谷区では、「総合型地域スポーツ・文化クラブ」を立ち上げ、地域の中で、スポーツや文化活動を通し、世代間の交流を図り、多世代の方が身近な地域で生涯にわたり、スポーツ・文化活動ができるよう力を入れております。

このような中、令和7年3月に「世田谷区立中学校部活動地域移行の方針」を策定し、令和7年度より、実際に中学校において、地域展開（策定当時の名称では「地域移行」を使用）を見据えた取組みを進めていく中で、様々な課題や方針に示した課題に対する考え方を明らかにする必要性が生じ、この度の方針の改訂に至りました。

今後、国が示した「部活動を学校から段階的に地域に移行していく」とした方針の中で、部活動をどのように位置づけ、活動を充実させていくかについてまとめた本方針に沿って、取組みを確実に進め、スポーツ・文化活動を通じ地域全体で子どもたちを支えていく体制を整えてまいります。

目次

第1章 方針の改訂にあたって	1
1 部活動（スポーツ・文化活動）の地域展開とは	1
2 世田谷区の現状	3
3 令和7年度（2025年度）実施による成果と課題等	9
第2章 目標と方針等	13
1 世田谷区部活動地域展開が「目指す姿」	13
2 世田谷区の部活動地域展開の方針と取組みの視点	13
3 部活動の仕分けの考え方	15
4 地域展開を見据えた今後の進め方	17
5 方針の位置付け・期間	18
第3章 部活動地域連携の進め方	21
1 部活動地域連携体制	21
2 部活動（スポーツ・文化活動）	22
3 部活動支援員（監督、指導員）	24
4 部活動サポーター	27
5 部活動（スポーツ・文化活動）運営	28
6 活動場所	33
7 地域展開を目指した部活動運営のあり方	33
8 部活動に係る費用	33
9 教員への支援	34
10 体制	34
11 部活動における生徒間トラブルと学校との連携	41
12 地域連携の強化に向けて	42
第4章 地域展開に向けた検討	47
1 目指すべき仕組みのあり方	47
2 検討の論点	48
3 検討体制	49
4 世田谷区の部活動地域展開のロードマップ	50

第1章 方針の改訂にあたって

1 部活動（スポーツ・文化活動）の地域展開とは

令和7年（2025年）5月、スポーツ庁と文化庁の有識者会議は、令和8年度（2026年度）以降の部活動の方向性に関する提言（「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ～子供たちの豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の保障に向けて～（地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 令和7年（2025年）5月16日））をまとめました。提言では、今後の改革の方向性として、次期改革期間（令和8年度（2026年度）～令和13年度（2031年度））においては、休日の地域展開を本格的に進めるとともに、一方でこれまで具体的な方針を示していなかった平日の取扱いについても考え方を整理する必要があるとしました。

改革の主目的を、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することとし、学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するという理念をよりの確に表すため、これまで「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁、文化庁 令和4年（2022年）12月）」策定以降「地域移行」と呼ばれてきた、学校部活動から地域クラブ活動への転換を「地域展開」という名称に変更しています。

「地域展開」のコンセプトは、

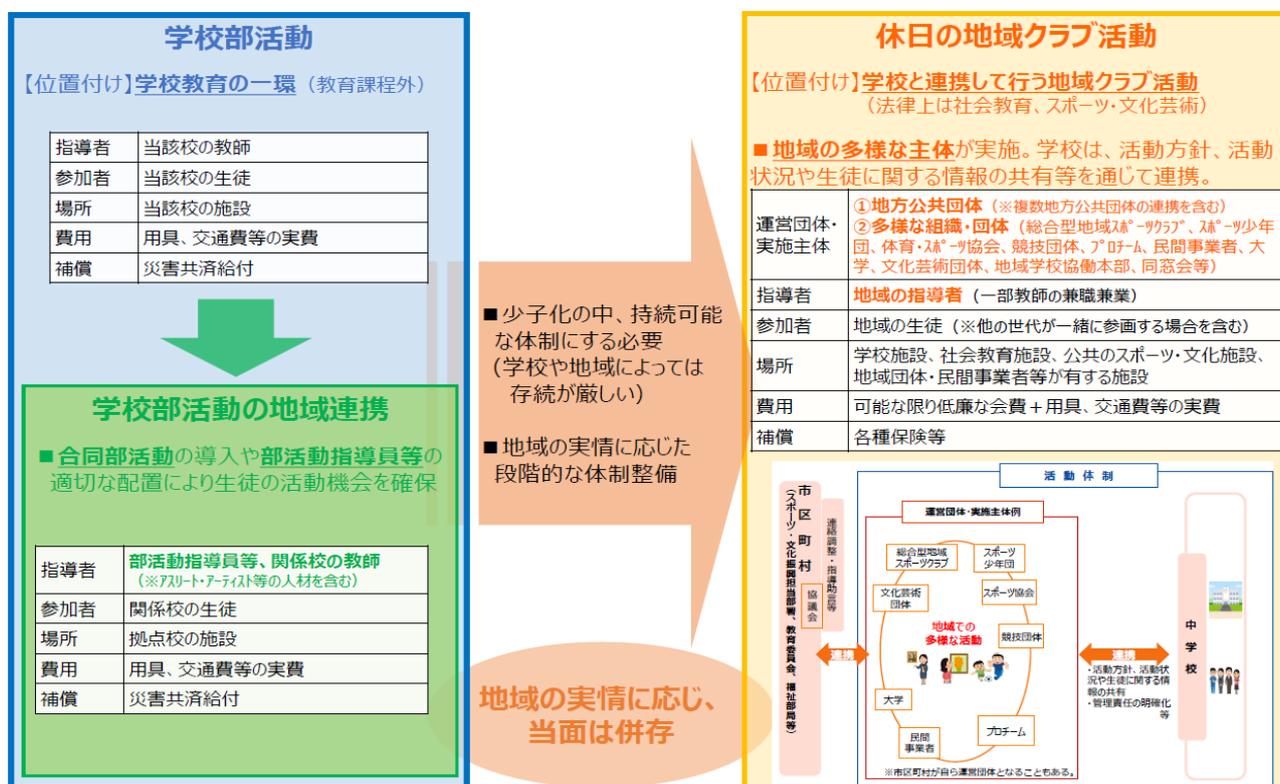
- ①これまで学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくこと
- ②生徒にとっての新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすること

の2点です。

また、部活動の地域展開により、これまで学校部活動に参加していなかった、運動が苦手な子どもや学校になじめない子ども、支援・配慮が必要な子どもを含めて、広く地域で活動ができるよう留意することが大切としています。

なお、「学校部活動の地域連携」については、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進めることとしており、これまでと変わりはありません。環境整備の具体的な内容としては、学校部活動における部活動指導員等の配置や合同部活動等の実施が示されています。

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）



※ 令和4年（2022年）12月スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【参考資料】」から引用

（1）休日における取組方針

休日については、次期改革期間内において、原則として、全ての学校部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指す、と示されています。また、地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましいとしています。

（2）平日における取組方針

今回の提言では、未だ取組の参考となる地方公共団体の事例の蓄積が十分ではない状況を踏まえ、まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動のあり方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体においては、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を進めること、と示されています。

2 世田谷区の現状

(1) 部活動数、範囲

令和7年度（2025年度）現在、世田谷区内には29校の区立中学校があり、運動系246部活動、文科系143部活動が活動中です。種目数は、運動系では18種類、文化系では40種類あります。学校規模等により部活動数は異なり、最も多い学校では19部活動、最も少ない学校で7部活動が設置されています。

運動系では一般的な中学校におけるサッカーや野球といった団体競技、陸上やテニス、水泳などの個人競技の部活動に加え、多様な種目を楽しく親しむ「ゆる部活」といった様々な活動が実施されています。また、バスケットボールやバレーボール等の競技では、全国大会に出場するなど高い競技レベルで活動する部がある一方、同じ競技でも協調性を重視する部もあり、さらには様々な競技を経験して運動に親しむことを主目的とする部もあります。また、最近の傾向として、少子化による生徒数の減少から、野球やサッカー等の競技では、複数校で構成される合同チームで大会参加や普段の活動を実施するケースが生じています。

文化系では、吹奏楽や美術、演劇などの活動が多くの中学校に設置されているほか、百人一首や茶道、華道などの日本文化系の活動、さらには、科学、数学、英語などの教科系の活動に加え、奉仕活動など、各校の特徴や生徒の興味関心に合わせた活動範囲が広く用意されており、多様性のある部活動が多いことが特徴となっています。

(2) 生徒アンケートから

令和5年度（2023年度）、教育委員会において、今後の地域展開（当時の名称では「地域移行」を使用）を検討するにあたり、区立中学校に在籍する全生徒を対象とし、部活動（スポーツ・文化活動）への満足度や活動に対する考え等についてのアンケートを実施しました。アンケートでは、現在の部活動（スポーツ・文化活動）に「満足している」又は「どちらかといえば満足している」と回答した生徒は、合計で全体の87.7%にのぼり、現在取り組んでいる部活動への満足度は高いという結果となりました。また、部活動への参加動機として、

- ・小学生の時に始めて、その流れで
 - ・地域のクラブに通っていたから
 - ・友達に誘われたから、家族がやっていたから
 - ・もともと得意な種目で、もっと上手になりたいから
 - ・その競技に取り組むことで、礼儀など人生で必要になることも学べるから
 - ・本格的に競技に取り組むとまでは思わないものの、楽しむ程度にはやってみたい
- のような回答があり、部活動に取り組んでいる動機は、生徒によって様々であることがわかりました。

平日の部活動とは別に休日に地域で行う活動に参加したいか、の問いには、全体の42.3%の生徒が「参加したい」と回答しています。また、学校部活動を地域展開するとき、優先してほしいことでは、「平日のうち週2日以上を休みにするなど、活動の負担がかかりすぎない(15.8%)」「気軽に参加できるような楽しむことを中心とした活動である(14.7%)」「公式の大会などに今までどおり参加できる(12.2%)」が上位3位までの回答となりました。

(3) 教員アンケートから

令和5年度(2023年度)に教育委員会で実施した「教育職員の勤務実態アンケート」では、中学校教員の45.7%が、「特に「多忙感」や「負担感」を覚えた」業務として「部活動指導」を選択しています。また、「週休日又は休日に出勤して従事した業務」としては約60%の教員が「部活動の指導」と回答しており、週休日や休日における負担が大きくなっていることが確認できました。

同じく、令和5年度(2023年度)に教育委員会で実施した「部活動に関するアンケート」では、中学校の部活動が地域に移行された場合に、教員の兼職兼業制度により、地域の指導者として関わりたいか、の設問では、「自分の経験や技術が活かされるのであれば関わりたい」が17.7%、「事故等に対する補償制度、振替休日制度等が整っているのであれば関わりたい」が20.7%、「関わりたいくない」が61.6%の回答となりました。

また、部活動が地域に移行されることで期待することを挙げてもらう設問では、「学校や顧問教員の負担軽減につながる(15.6%)」「休日に大会や練習試合等の引率がなくなる(13.6%)」「教員が大会等の運営や審判を担当する必要がなくなる(12.9%)」「生徒が専門性の高い指導を受けられる(11.5%)」が上位4位までの回答となり、教員自身の負担の軽減及び生徒の成長への期待が大きいという結果になりました。

一方、移行された場合に懸念する項目を挙げてもらう設問では、「参加者の募集や地域活動を担う団体等との調整があり、教員の負担軽減にはつながらない(25.3%)」「地域に移行された活動であっても、活動中の事故等の相談が学校に寄せられる(23.6%)」「部活動が地域に移行された場合の事故やけが等に関する補償の枠組みが定まっていない(16.8%)」が上位3位までの回答となりました。この設問に対する自由記述の回答では「活動中の人間関係のトラブル対応(生徒指導)が適切におこなわれるのかが心配」「地域移行しても活動内の人間関係のトラブルを学校が介入しなければ解決しない可能性がある」「活動場所として学校が使われてしまうと、結局学校が関わることになってしまう」との意見があり、いずれも、学校と団体との関係をどのように考えればいいのかということでの整理が必要であるということがわかりました。

(4) 総合型地域スポーツ・文化クラブ

総合型地域スポーツ・文化クラブは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブとして、子どもから高齢者まで(=多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(=多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(=多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブとして、平成7年(1995年)より文部科学省により設立が推進されてきました。世田谷区では、スポーツのみならず文化活動も併せ持つことを目的に、平成14年(2002年)から「総合型地域スポーツ・文化クラブ」が設立され、23年間で11の総合型地域スポーツ・文化クラブが設立されています。クラブによって活動数に差があるものの、小・中学校を拠点として年齢・性別を問わず、活発に活動を行っています。

総合型地域スポーツ・文化クラブ クラブ一覧

クラブ名	設立年月日	活動拠点校	クラブ数	主なクラブ
東深沢スポーツ・文化クラブ	H14.4.1	東深沢中学校	25	サッカー、新体操、剣道、空手、英会話
ようがコミュニティクラブ	H16.3.28	用賀中学校	20	テニス、卓球、バスケット、ギター
烏山スポーツクラブユニオン	H18.3.21	烏山中学校	4	剣道、ダンス、ソフトテニス、ダンススイミング
しろやま倶楽部	H19.3.10	城山小学校	16	卓球、フットサル、空手、健康体操
こまざわスポーツ・文化クラブ	H21.5.23	駒沢小学校	13	書道、サッカー、バドミントン、バレーボール
翠と溪のスポーツ・文化クラブ	H24.2.25	尾山台小学校	15	体操、サッカー、ミニバスケット、ショートテニス
若林クラブ	H25.4.21	若林小学校	17	サッカー、バスケット、卓球、茶道
ニチジョクラブ	H27.3.8	(活動休止中)		(活動休止中)
ちとふなコミュニティ	R5.3.4	船橋小学校	9	ダンス、英会話、将棋
笹原総合型地域スポーツ文化クラブ	R6.3.1	笹原小学校	15	サッカー、バドミントン、ギター、野球、バレーボール
一般社団法人NITTAIクラブ NITTAIクラブ世田谷	R6.5.1	日本体育大学 東京・世田谷キャンパス	6	フェンシング、少林寺拳法、マルチスポーツ、ユニバーサルフットサル

また、部活動の地域展開の試行として、令和7年度(2025年度)は4つの総合型クラブに対し、地域クラブ活動として5つの活動の運営を委託しています。今後、本試行を通し、総合型地域スポーツ・文化クラブが実施する場合、対象者や指導者の確保、参加への費用負担など、持続的な活動のため様々な課題について、検討していく必要があります。

実施主体	活動名	参加対象者	活動日	運営・指導
東深沢スポーツ・文化クラブ	東深沢中学校体力向上クラブ	東深沢中学校の希望する生徒	火曜、水曜、金曜 ※全て始業前の活動	東深沢中学校の学校部活動から、東深沢スポーツ・文化クラブ内の自主クラブとの位置づけに移行。 顧問教員なし。
ようがコミュニティークラブ	用賀中学校女子硬式テニス部	用賀中学校の女子硬式テニス部に所属する生徒	火曜、土曜 ※木曜、金曜は学校部活動として活動	学校部活動と並行して、火・土曜日の活動は、地域クラブ活動として、ようがコミュニティークラブが運営・指導を担う。 大会には学校部活動として参加。 顧問教員あり。
笹原総合型地域スポーツ文化クラブ	桜丘中学校サッカー部	桜丘中学校のサッカー部に所属する生徒	土曜 ※月曜、木曜、金曜は学校部活動として活動	学校部活動と並行して、土曜日の活動は、地域クラブ活動として、笹原総合型地域スポーツ文化クラブが運営・指導を担う。 大会には学校部活動として参加。 顧問教員あり。
烏山スポーツクラブユニオン	烏山ダンスクラブ	松沢中学校・緑丘中学校・烏山中学校・千歳中学校・芦花中学校・上祖師谷中学校・船橋希望中学校の希望する生徒	金曜（給田小学校）、日曜（上祖師谷中学校）	学校部活動にない活動を創設し、その運営・指導を烏山スポーツクラブユニオンが担う。 顧問教員なし。
笹原総合型地域スポーツ文化クラブ	女子サッカークラブ	区内全中学校の希望する生徒 ※小学生の参加も可	月曜（笹原小学校）、水曜（桜丘中学校）	学校部活動にない活動を創設し、その運営・指導を笹原総合型地域スポーツ文化クラブが担う。 顧問教員なし。

- ・ 東深沢スポーツ・文化クラブが実施する東深沢中学校体力向上クラブは、令和7年度（2025年度）より、学校部活動から移行し、東深沢スポーツ・文化クラブ内の自主クラブとの位置づけになりました。週3回、始業時間前の30分間に日替わりで様々な種目を実施しており、その日の種目内容に応じた指導者を配置して生徒の指導にあたっています。
- ・ ようがコミュニティークラブが実施する用賀中学校女子硬式テニス部と笹原総合型地域スポーツ文化クラブが実施する桜丘中学校サッカー部は、学校部活動として活動する曜日と地域クラブ活動として活動する曜日が混在する並行運用で実施しています。地域クラブ活動として実施する曜日では、総合型地域スポーツ・文化クラブが

配置した指導者により運営と技術指導が行われ、顧問教員は活動には立ち会いません。なお、大会には学校部活動として参加します。用賀中学校女子硬式テニス部の部員を対象に令和7年（2025年）3月に実施したアンケートでは10名から回答があり、「基礎から丁寧に教えてくれる」「専門的な指導を受けられてありがたかった」等の回答が寄せられ、地域クラブ活動で実施している活動については、全員が「満足している」又は「どちらかと言えば満足している」と回答しています。

- ・ 烏山スポーツクラブユニオンが実施する烏山ダンスクラブと笹原総合型スポーツ文化クラブが実施する女子サッカークラブは、区立中学校部活動がない活動を新たに立ち上げた地域クラブ活動です。顧問教員は配置されていません。複数校の生徒を対象に参加者を募り、各総合型地域スポーツ・文化クラブが配置した指導者により運営と技術指導が行われています。令和7年度（2025年度）は、烏山ダンスクラブでは5校から15名の生徒が、女子サッカークラブでは9校14名の生徒に小学生2名を合わせて16名が、それぞれ活動しています。

（5）公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（以下、「スポーツ振興財団」といいます。）は、世田谷区民のスポーツ及びレクリエーション活動を普及振興するとともに、区民がスポーツ及びレクリエーション活動を通じて、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与することを目的として、平成11年（1999年）に設立されました。スポーツ振興財団では、区民が「いつでも」・「どこでも」・「だれでも」・「いつまでも」身近なところでスポーツに親しめる「生涯スポーツ社会」の実現を目指し、賛助会員をはじめとした関係機関と連携し、子どもから高齢者まで幅広い区民のライフスタイルにあった、スポーツ及びレクリエーション事業や健康づくり・体力づくりの場としての社会体育施設の管理及び運営事業を実施し、幅広いスポーツ・レクリエーションの普及・振興に努めています。スポーツ振興財団では、スポーツの普及のみならず、これまでの施設運営のノウハウを生かし、学校施設の管理等を区から受託しています。また、部活動の地域展開事業の試行として、令和5年度（2023年度）から、地域クラブ活動として4つの活動の運営を委託しています。

活動名	参加対象者	活動日	活動場所	実施形態
船橋希望中学校 ソフトテニス部	船橋希望中学校ソフトテニス部の生徒	月曜、水曜、 木曜、土曜ま たは日曜	船橋希望中 学校	学校部活動へ指導者を配置し、日常の活動での技術指導と大会等での引率を担う（地域連携）。 顧問教員あり。
陸上競技 合同練習会	砧中学校・船橋希望中学校・弦巻中学校の陸上競技部に所属する生徒	火曜	総合運動場 陸上競技場	複数校の陸上競技部の生徒が合同で練習する（合同練習会以外は、各校で活動）。 運営をスポーツ振興財団が担い、指導は、兼職兼業を試行中の顧問教員と同財団が配置する指導者が担う。
水泳 合同練習会	玉川中学校・瀬田中学校・東深沢中学校の水泳部に所属する生徒	木曜、金曜	玉川中学校 温水プール	複数校の水泳部の生徒が合同で練習する（合同練習会以外は、各校で活動）。 運営と指導者の配置をスポーツ振興財団が担う。 合同練習会への顧問教員の参加はなし。
弓道 合同練習会	区内全中学校の希望する生徒	火曜	総合運動場 弓道場	学校部活動にない活動を創設し、その運営と指導者の配置をスポーツ振興財団が担う。 顧問教員なし。

- ・ 船橋希望中学校ソフトテニス部には、スポーツ振興財団の賛助会員である世田谷区ソフトテニス連盟の協力のもとで指導者を配置して技術指導を行っています。活動の位置づけは学校部活動です。
- ・ 陸上競技と水泳の合同練習会は、対象校を設定し、その中学校の陸上競技部又は水泳部に所属する生徒を対象として実施しています。なお、陸上競技の合同練習会では、部活動の顧問教員による兼職兼業を試行的に実施しています。
- ・ 弓道の合同練習会は、区立中学校部活動がない活動を新たに立ち上げた地域クラブ活動です。弓道は令和5年度（2023年度）に全生徒向けに行ったアンケート結果からも実施したい種目の上位に挙がっていますが、区立中学校の学校部活動がないことから、生徒の希望が実現できていなかったものになります。複数校の生徒に

呼びかけ参加者を募り、活動の運営はスポーツ振興財団が担い、同財団の賛助会員である世田谷区弓道連盟の協力のもとで指導者を配置し、技術指導を行っています。令和7年度（2025年度）は10校から22名の生徒が参加しています。

スポーツ振興財団に委託している地域クラブ活動では、これまでのところ活動の運営に大きな支障はなく実施されています。学校部活動の運営支援の受け皿となっています。

（6）公益財団法人せたがや文化財団

公益財団法人せたがや文化財団（以下、「文化財団」といいます。）は、世田谷区における質の高い文化・芸術の展開と区民の自主的な文化創造活動の支援を目的に、財団法人として平成15年（2003年）に設立されました。平成23年（2011年）からは公益財団法人となり、舞台、音楽、生活デザイン、国際交流、美術、文学の6分野で、それぞれの専門性を活かしながら、世田谷区の文化施策の牽引役となるよう、充実した文化芸術活動の提供・支援を行っています。令和5年度（2023年度）には、部活動の地域展開のモデル実施として演劇の運営を行い、令和6年度（2024年度）からは自主事業として、学期ごとのワークショップの開催や秋の区大会への参加など、地域展開に向けた取組を行っています。

3 令和7年度（2025年度）実施による成果と課題等

（1）成果

令和7年（2025年）3月策定の「世田谷区立中学校部活動地域移行の方針」に基づき、令和7年度（2025年度）は、玉川中学校をモデル校として、部活動（スポーツ・文化活動）の運営支援をスポーツ振興財団が行っています。

2学期から部活動のすべての活動日を部活動支援員で運営できる体制構築を目標に以下の取組みを行っています。

①部活動調整員の配置

スポーツ振興財団の職員が玉川中学校温水プール開放事務室に年末年始を除く毎日8時から22時まで常駐しており、顧問教員や部活動支援員を補佐しています。学校と連携した年間活動計画の策定や保護者会の実施調整、雨天時等の部活動支援員との実施にかかる部活動連絡調整、巡回による部活動状況の確認、安全管理、部活動支援員の勤怠管理、事務補助等を担っています。

②部活動アプリの導入

各部活のスケジュール管理等を目的に部活動アプリを導入して活用しています。このアプリには、生徒、希望する保護者、顧問教員及び校長・副校長、部活動支援員、

スポーツ振興財団が登録し、部員名簿の管理、活動スケジュール共有による部内での調整、練習試合や大会など休日の活動時の出欠確認、部員と部活動支援員・顧問教員との双方向での連絡に活用するほか、部活動支援員の勤怠実績の管理を行っています。これにより、特に、顧問教員や副校長がこれまで担ってきた部活動支援員の勤怠実績の管理にかかる業務負荷が大きく軽減されています。また、顧問教員から生徒への一方通行の連絡等の課題が解消されました。

③ 部活動支援員の配置・育成

スポーツ振興財団において、同財団が管理・運営する「世田谷スポーツ人材バンク」により、サッカー部や水泳部、野球部等に6名の部活動支援員を配置しました。今後バレーボール部と科学部においても順次配置を調整していきます。また、現在活動する28名の部活動支援員への研修として、指導者の役割や安全管理など6項目の研修と理解度テストを実施し、指導力向上等に努めています。

部活動支援員の配置が行えた部活動については、顧問教員の立ち合いを必須としなくなり、教員が休暇を取得しやすくなるといった教員の働き方の改善につながっています。

④ 部活動サポーターの導入

保護者との各部活動ごとのこれまでの関係を継続していくため、保護者に大会や練習試合の引率、安全サポート、大会申込書の作成事務等を担ってもらうことを目的に募り、27名の保護者による有償サポート体制を構築しました。これにより、校外活動時の引率補助や熱中症対策、活動サポートなど、生徒の安全確保や顧問教員の負担軽減につながっています。

⑤ 教員アンケートの結果

令和7年(2025年)7~8月に教育委員会が実施した教員アンケートでは15名からの回答のうち、4分の3近くの教員が「効果を感じる」「今後効果が見込まれる」と回答しており、「休日の出勤が不要となる」「専門知識のある外部指導員の方が指導してくれており、都大会出場などの結果も出ている」などの肯定的な意見が多く見られました。特に、部活動によって時間外在校時間が表れる8月において、令和7年(2025年)8月は、前年同月と比べ約4割時間外在校時間が減りました。

(2) 課題

① 部活動支援員の人材の確保

部活動(スポーツ・文化活動)の実施時間は平日夕方の時間帯にあたるため、この時間帯に従事可能な支援員の確保が課題となっています。今後対象校を拡大していく中で、さらなる大学等との連携体制の構築や地域人材、部活動に熱心な教員の登用など人材確保に工夫等が必要です。

② 部活動支援員と顧問教員との連携、役割分担

生徒の健全育成を図る観点から、部活動の指導者には、生徒の心身の発達段階を踏まえた指導を行うことが求められ、部活動指導員についても同様です。このことについて、学校と部活動支援員の事前の共通理解が不足するケースがあります。中には、技術指導のみを担う、との意識のまま従事している支援員も見受けられ、部活動（スポーツ・文化活動）が学校教育の一環として行われていることに対して顧問教員と部活動支援員とで認識のすり合わせが必要となるケースが生じていることから、任用時に役割分担の明確化や部活動の活動意義等の再確認が必要です。また、夏季休業中等の長期の教員不在時における生徒間トラブルについて、部活動支援員と顧問教員がどのように連携していくかも課題となります。

③ 部活動支援員の委嘱

部活動支援員の委嘱にあたり、監督、指導員の基準が明確化されておらず、監督の職を委嘱するために必要とされるスキルや受講すべき研修内容について、整理ができていません。

④ 校内での待機場所

部活動アプリを使用した勤怠実績の報告や連絡を行っているため、部活動支援員本人が執務を行うスペースは必須とはなっていませんが、指導にあたって、着替えなどがある場合、現在は専用の更衣室やスペースが無く、今後、運用支援対象校を拡大していく中で、学校によっては待機場所を調整、確保する必要があります。

⑤ 緊急時の連絡体制

猛暑時の活動実施の判断、生徒のけがや雷の発生時などの緊急時対応について、スポーツ振興財団が整理した対応の手引きを部活動支援員に配付・周知しています。対象校拡大にあたっては、部活動調整員が常駐しない中学校での緊急時の連絡体制の構築について、部活動調整員、部活動支援員と学校で調整する必要があります。

⑥ 部活動サポーターの確保

モデル校である玉川中学校では、試行的に生徒の保護者が大会や練習試合の引率補助、安全管理サポート等を担っています。今後対象校を拡大していく中で、活用の有用性や募集の範囲、謝礼額の適切性を検証していく必要があります。

(3) 部活動（スポーツ・文化活動）の意義の再確認

部活動（スポーツ・文化活動）は教育課程外の学校教育活動です。中学校学習指導要領総則（平成29年（2017年）告示）では、学校運営上の留意事項として、

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資

質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」

と示されています。

また、令和6年（2024年）12月には中学校学習指導要領解説が部活動改革に伴って一部改訂され、総則編に以下のような解説が追加されました。

「地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、集団の中で切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を有するものであり、その実施に当たっては、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが重要である。」

このように部活動は、学校教育が目指す資質・能力の育成に関し、教育課程や学校・家庭・地域の相互の連携・協働が必要であります。

世田谷区の部活動の地域展開は、学校と地域で部活動を運営する関係者が、育成のねらいを共有しながら部活動を実施することで、生徒が学校の教育活動で学んだことを生かし、より広く深く、多様な生きる力を身に付けていくことにつながっていきます。

中学生は自分で判断し行動する力が大きく伸びる時期にあり、そのような発達段階において、部活動で自らの意思で取り組み、協力する喜びや励まし合う大切さを実感しながら仲間と共に活動をつくり上げていくことは、主体性を培う貴重な機会となります。

また、部活動は、日々の授業とは異なる学びの場として、自分の得意なことや興味を深めるきっかけになります。練習や活動を重ねる中で、粘り強さや工夫する姿勢や、挑戦することへの前向きな気持ちが育ちます。

部活動で培われるこれらの力は、学校の教育活動で育成する資質・能力と密接に関わっていることを改めて再確認しつつ、取組みを進めていきます。

第2章 目標と方針等

1 世田谷区部活動地域展開が「目指す姿」

世田谷区では、令和4年（2022年）10月から「世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会」を立ち上げ、「生徒を中心とすること」という考え方を基本に中学校の部活動（スポーツ・文化活動）の地域展開について議論を積み重ねてきました。そのうえで、部活動実施のあり方として、以下の6つの「新しい価値」を実現するための方向性が、提言として報告されました。

これを受け、世田谷区では、部活動の地域展開による「新たな価値」の実現を、教員の負担軽減を重視しつつ目指すこととしました。

世田谷区が実現を目指す「新たな価値」

- 1 自己選択、自己決定、自ら選べる選択肢が今まで以上に広がる
- 2 よりよい指導環境、専門的な指導を継続的に受けられる
- 3 多世代の交流、世代を超えた地域の人々との交流の機会がある
- 4 多種目・多様な志向、スポーツ・文化の多様な経験と担い手の育成につながる
- 5 地域への誇りを感じられる
- 6 家庭や学校とは違う居場所がある

2 世田谷区の部活動地域展開の方針と取組みの視点

部活動の地域展開について、6つの「新たな価値」を実現するために、世田谷区では、以下の5つの方針をもとにさらに検討を進め、地域と一体となり、将来にわたり、スポーツ・文化活動に継続的に参加できるようにしていきます。

【5つの方針】

- (1) 部活動及び地域クラブ活動（部活動に代わる活動）は生徒のためのもので、生徒にとって新たな出会いや期待、楽しみといった「新たな価値」をもたらすことから、今後とも、生徒が希望する活動はできるものとする。
- (2) 部活動は、部活動の地域連携（地域人材の部活動への参加）を基本として体制を構築するものとし、部活動ガイドラインを遵守して行う。
- (3) 学校教育の一環として行われる部活動について、所属は各中学校とすることを基本とし、指導を希望する教員、及び指導を希望しない教員が、いずれも負担軽減を図れる体制を構築する。

- (4) 部活動における部活動支援員確保のため、教育委員会、スポーツ振興財団の協働における運営体制を構築する。
- (5) 地域クラブ活動（部活動に代わる活動）へ移行する環境を構築するため、地域クラブ活動の運営や設立に区が積極的な支援を行っていく。

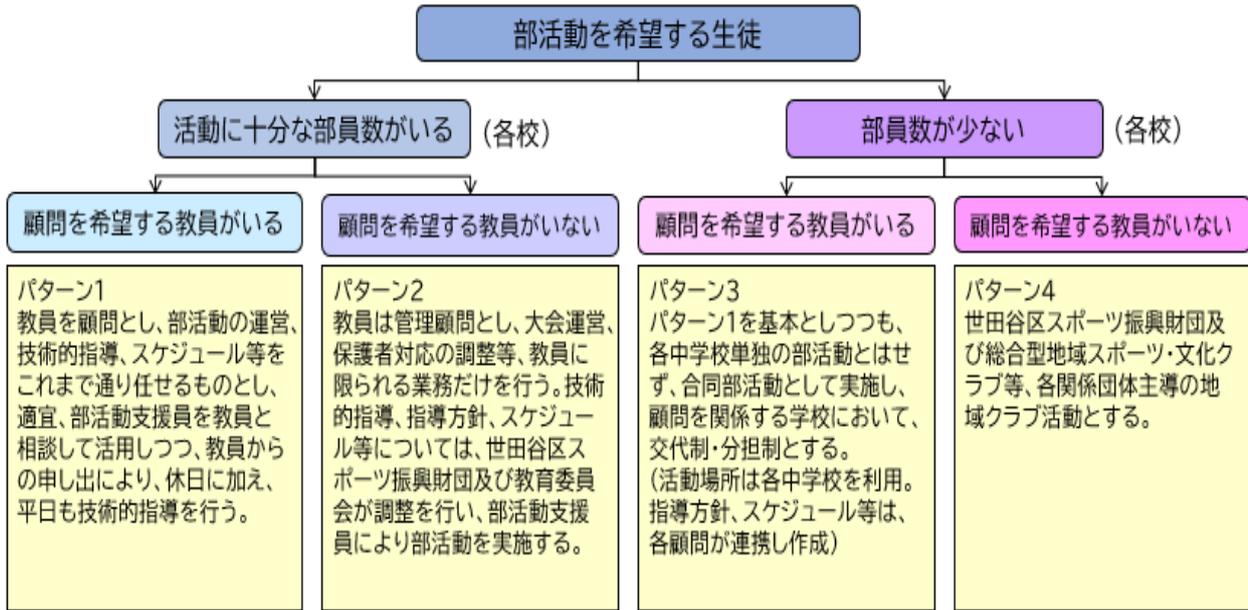
また、これまでのアンケート結果やモデル校での実施による成果、課題から、当面、世田谷区教育委員会では、以下の6つの視点により、方針による取組みを進めていきます。

【6つの視点】

- (1) 学校や教員の負担が過度とならない、持続可能な運営体制の整備
- (2) 現在活動している学校部活動（スポーツ・文化活動）を大切にし、生徒一人ひとりの活動がさらに充実するための最適な手法の選択
- (3) 生徒一人ひとりの希望や状況に応じた活動の継続
- (4) 部活動を充実させようとする学校の思いと地域の思いが共に重視される環境づくり
- (5) 所属する部活動や地域クラブ活動を1つに限定せず、生徒の意思によって様々な活動に参加できる手立て
- (6) 学校部活動及び地域クラブ活動を、世田谷区の強みである人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支える体制の整備

3 部活動の仕分けの考え方

また、部活動地域展開の方針と視点に加え、世田谷区教育委員会では、部員数や顧問教員の携わり方の希望を基に、4つのパターンに整理し、それぞれの特性に応じた部活動（スポーツ・文化活動）になるよう取り組んでいきます。



パターン3（合同部活動）については、さらに、①部活動指導を希望する「指導顧問」と②指導を希望しない「管理顧問」の2つに細分化します。

※管理顧問とは

技術指導を部活動支援員（監督）及び部活動支援員（指導員）に任せ、部活動の管理業務を行う教員。

	学校部活動（地域連携）				地域クラブ活動 （地域展開）
	パターン1	パターン2	パターン 3-①	パターン 3-②	パターン4
活動の位置づけ	教育課程外の 学校教育の一 環	教育課程外の 学校教育の一 環	教育課程外の 学校教育の一 環	教育課程外の 学校教育の一 環	部活動に代わる地域クラ ブ活動
対象の生徒	当該校の生徒	当該校の生徒	該当する複数 校の生徒	該当する複数 校の生徒	希望する生徒
顧問の教員	希望する教員 （指導顧問）	管理顧問	希望する教員 （指導顧問）	管理顧問	なし
主な指導者	指導顧問、部活 動支援員	部活動支援員 （監督）	指導顧問、部活 動支援員	部活動支援員 （監督）	地域クラブの指導者
補佐する指導者	部活動支援員	部活動支援員	部活動支援員	部活動支援員	地域クラブの指導者
主な指導者の 役割	部活動の運営 技術指導 事故対応	技術指導 一義的な事故 等の対応 学校と連携し た部活動時に おける健全育 成	部活動の運営 技術指導 事故対応	技術指導 一義的な事故 等の対応 学校と連携し た部活動時に おける健全育 成	地域クラブの運営 技術指導 事故対応
活動場所	当該校施設	当該校施設	該当する複数 校の施設	該当する複数 校の施設	区内の学校施設等
けが等の補償	生徒：災害共済 給付給付 部活動支援員： 傷害保険（区費 で負担）	生徒：災害共済 給付給付 部活動支援員： 傷害保険（区費 で負担）	生徒：災害共済 給付給付 部活動支援員： 傷害保険（区費 で負担）	生徒：災害共 済給付給付 部活動支援 員：傷害保険 （区費で負 担）	生徒：障害保険等 指導者：スポーツ安全保 険等（傷害保険、賠償責任 保険）
責任の所在	学校	学校	学校	学校	地域クラブ（運営団体）

※ パターン3の合同部活動においては、寄合型とし、緊急的な対応は、まずは活動場所の学校が行い、その後、生徒が在籍する学校に引き継ぐものとします。

4 地域展開を見据えた今後の進め方

(1) 現状の把握

国は、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくためには、これまで学校単位で学校部活動として行われてきた生徒の自主的・主体的な参加によるスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、豊かで幅広い活動機会を保障していく、という発想の切り替えが重要であるとして、学校部活動を学校から段階的に地域に移行し、最終的には、学校から切り離していくものとしています。

世田谷区は、「2 世田谷区の部活動地域展開の方針と取組みの視点」における「5つの方針」と「6つの視点」を踏まえ、国の方針や世田谷区の強みである様々な資源を組み合わせ、生徒の参加活動の場を充実させていくとともに、中学校における教育の質を高めていきます。

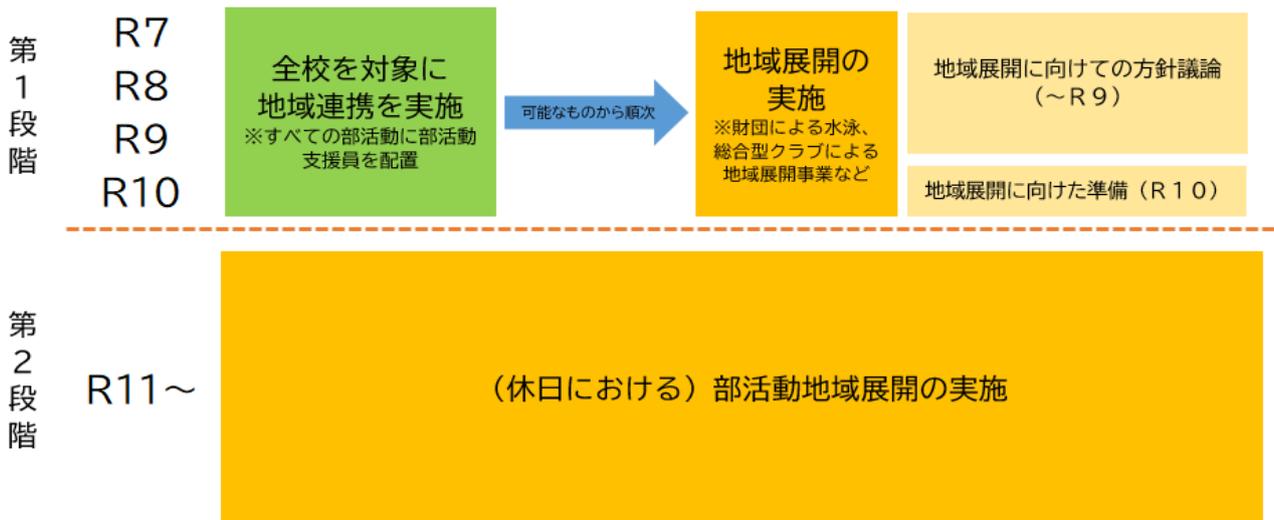
これを実現していくためには、指導者としてふさわしい資質をもった人材の確保、活動する場所の確保にかかる校内調整、活動実施にあたっての責任の所在の明確化、けがや事故に対応する保険への加入、運営にかかる財源の確保といった、これまで学校部活動を実施してきた中で整備してきた仕組みを大きく作り変えていくこととなります。そのためには、今の生徒が部活動に求めている価値とはどのようなものか、改めて認識したうえで、教員の部活動運営にかかる負担感にも配慮しつつ、部活動指導に意欲を持っている教員の思いに応えるための区としての方針や規定を整備する必要があります。また、生徒の新たなスポーツ・文化芸術活動の場として創設する「地域クラブ活動」においても、生徒を中心に考え、豊かで幅広い活動が実現されるよう、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要です。

(2) 今後の進め方

こうした状況を踏まえると、現状の学校部活動の課題や地域の状況を改めて捉えなおし、学校を含んだ地域全体で活動を支えることが、生徒にとって望ましい環境づくりに必要となるという認識を、新たな仕組みづくりに関わる関係者間で共有し一歩ずつ、しかし確実に取り組んでいく必要があることから、区として急速に部活動（スポーツ・文化活動）の地域展開の実現を目指すのではなく、段階的に進めていくこととし、「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」（令和7年（2025年）3月）の計画期間に合わせ、令和10年度（2028年度）までを第1段階とし、全区立中学校において平日・休日の地域連携を進めるとともに、地域展開の考え方を令和9年度（2027年度）中にまとめ、令和11年度（2029年度）以降を第2段階とし、休日を中心とした地域展開を進めていきます。

具体的には、第1段階では、地域展開を見据え、全区立中学校において、平日時間外及び休日の部活動（スポーツ・文化活動）に教員が関与しなくても部活動指導ができる体制の整備を行うため、全ての部活動（スポーツ・文化活動）の活動日に部活動支援員を配置し、地域との関わりや、技術指導の充実を部活動（スポーツ・文化活動）の仕訳の考え方に応じ図っていきます。また、スポーツ振興財団による部活動の運営支援の対象校を段階的に拡大し、これまで教員が担ってきた部活動支援員の勤怠管理や部員名簿の作成など、アプリの導入や部活動調整員の配置を行うことにより管理業務をサポートする体制を構築していきます。

並行して地域展開に向け、現在、試行している部活動の地域展開事業からの課題や現段階で把握している課題等を踏まえ、令和9年度（2027年度）まで地域展開に向けての方針を議論し、準備を進め、第2段階である令和11年度（2029年度）以降、順次、休日における部活動の地域展開の実施を目指し、取組みを進めていきます。



5 方針の位置付け・期間

(1) 位置付け・他計画との関連

本方針は、「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」との整合・連携を図ったうえで、部活動の地域展開を見据えた地域連携を推進するための基本的な考え方や施策を示すものです。なお、令和10年度（2028年度）まで、既に地域展開をした部活動もしくは、これから地域展開する部活動も本方針に沿うものとしします。

なお、上位計画である「世田谷区教育振興基本計画」においては、取組み項目「学校への支援と働き方改革」及び「地域の教育力の活用」の中で、施策「中学校部活動

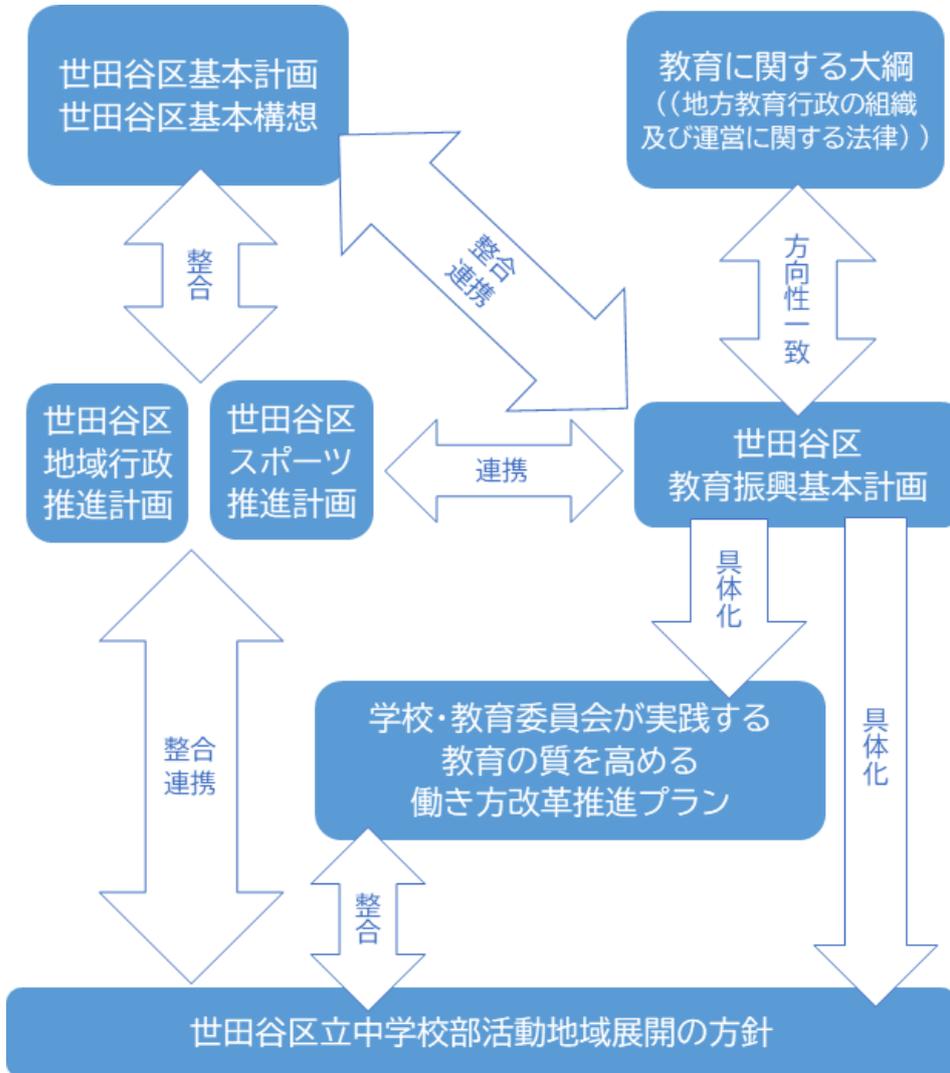
の地域移行の推進」「中学校部活動の地域連携の強化」を掲げています。

また、「世田谷区地域行政推進計画」においては、「参加と協働を基盤とする」「地域・地区の特性を踏まえる」を計画の理念としており、幅広い世代や多くの団体が地域の課題に主体的に向き合い、取り組んでいけるよう支援していくこととしています。

さらに、「世田谷区スポーツ推進計画（令和6年度（2024年度）～13年度（2031年度）」においては、スポーツを通じて地域を活性化し、活力あるまちづくりを進めることを基本目標に掲げており、地域のスポーツを支えるために、関係機関の連携やコーディネート、担い手の育成を図っていくこととしています。

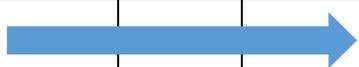
地域連携・地域展開の取組みの推進にあたっては、こうした他計画とも連携・整合を図りながら実施していく必要があります。

【他計画との関連イメージ図】



(2) 期間

本方針（第1次改訂版）の期間は、令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）までとします。

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
世田谷区立中学校部活動 地域展開の方針		世田谷区立中 学校部活動地 域移行の方針	第1段階			第2段階		
			計画期間			次期計画期間		
		策 定				全面 改訂		
学校・教育委員会が実践 する教育の質を高める働 き方改革推進プラン	策 定							

(3) 改訂

本方針は、引き続き、部活動の地域展開を図っていく中で、必要がある場合は、順次改訂を行っていきます。また、令和11年度（2029年度）より実施予定の地域展開に向けて、全面改訂を行います。

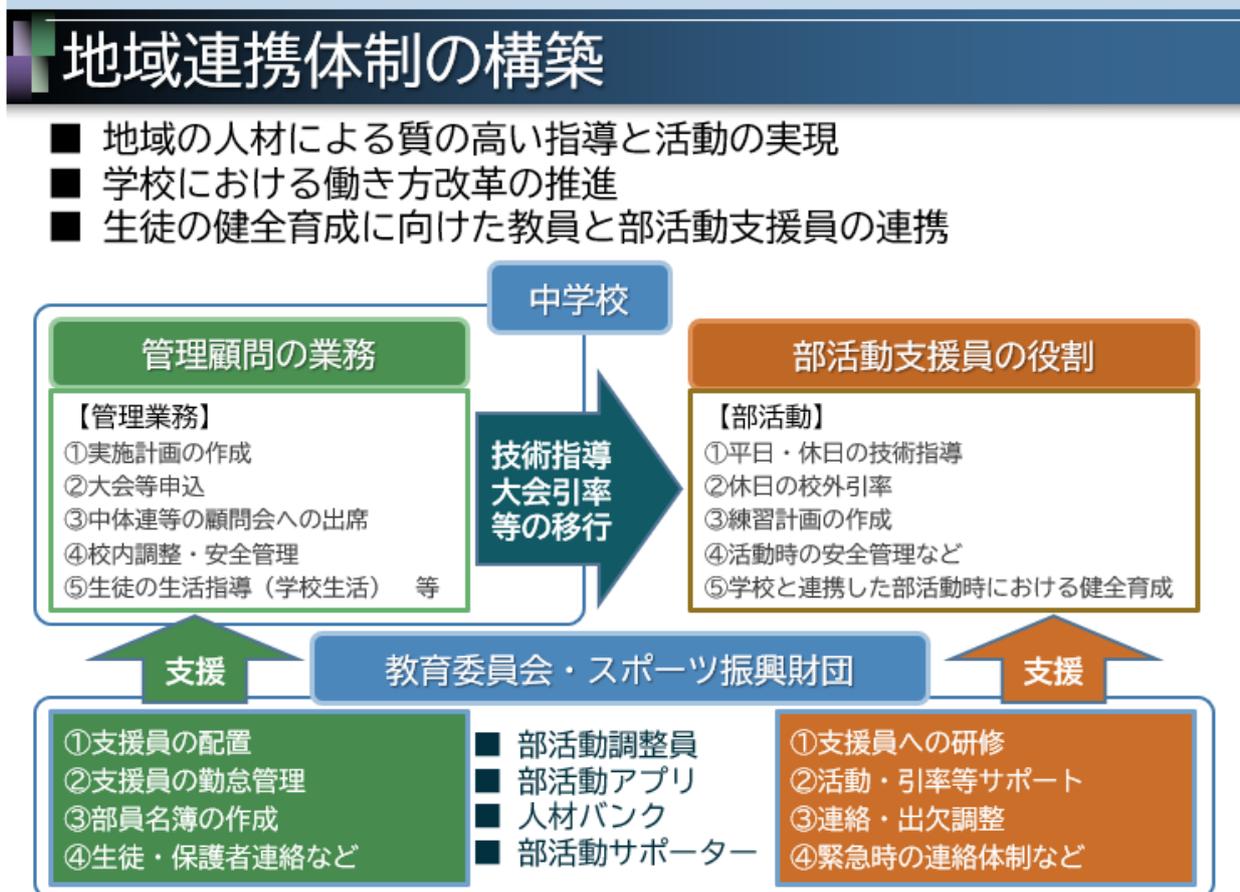
第3章 部活動地域連携の進め方

1 部活動地域連携体制

部活動の地域展開を実施していくには、現在、学校、教員、保護者、地域等が複雑に関係しあい、協力しながら活動している部活動の整理が必要になります。部活動で経験したことが、学校生活に生き、またその逆もあります。学校として、部活動中に、生徒がどのような活動、経験を積んだのか、またどのようなトラブルがあったかを把握し、学校生活の中でも部活動の中でも、生徒の指導や育成を連携し行っていくことが重要であり、生徒がより充実した学校生活を送るため、部活動における健全育成も一体とした管理顧問や担任による指導につなげていく必要があります。

このような観点から、地域展開では部活動は地域クラブ活動になりますが、その距離感や連携をどのように考え、どのような仕組みにしていくかを考えなくてはなりません。

そこで、世田谷区では、まず、以下の図にまとめたとおりの管理顧問（学校側）と部活動支援員（地域側）との役割分担と連携する考えのもと、学校側から部活動に関わる業務で移行できるものは移行させ、教育委員会と、スポーツ振興財団の協働による支援体制を構築し、全区立中学校の部活動において、地域連携を進めていきます。



2 部活動（スポーツ・文化活動）

（1）部活動実施にあたっての基本的な考え方

今後、部活動（スポーツ・文化活動）は、本方針を遵守して行います。また、平成30年（2018年）12月に、部活動が地域・学校・活動の種類等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指して策定した「世田谷区立中学校における部活動の方針」は、国や都の部活動ガイドラインや本方針にあわせ、新たに「世田谷区立中学校における部活動ガイドライン」として取りまとめ、令和8年度（2026年度）から適用していきます。

（2）活動日数等

生徒の心身の健全な発達や顧問教員の負担軽減のため、活動日数等について、以下のとおり、令和8年度（2026年度）から全区立中学校で実施していきます。また、すでに部活動地域展開事業として試行実施している地域クラブ活動についても、本方針を遵守した活動とします。

① 1週間当たりの活動日数

引き続き、「世田谷区立中学校における部活動の方針」（令和8年度（2026年度）からは「世田谷区立中学校における部活動ガイドライン」）に基づき、原則、平日4日以内、休日1日の計5日以内を活動日数とします。

② 平日における1日あたりの活動時間

平日の活動時間は、「2時間以内」とし、実施時間は始業前もしくは放課後のいずれかとなります。なお、放課後実施の際は、原則として午後6時を超えての活動は行いません。また、準備運動やミーティングにかかる時間も活動時間に含みます。（用具の準備・片付け時間は含みません。）合同部活動など活動場所まで移動時間が発生する場合は、その時間は活動時間には含めず、活動開始から2時間以内の活動とします。

③ 休日における1日当たりの活動時間

休日の活動時間は、「3時間以内」とします。平日同様、活動時間に準備運動ミーティングにかかる時間を含みます。（用具の準備・片付け時間は含みません。）

なお、活動開始・終了時刻は、顧問教員（管理顧問を含む）を中心に部活動ごとに作成する部活動指導計画において定めることとし、その内容を校長が確認・承諾の上、管理・運営を行うものとします。

④ 大会、練習試合における取扱い

ア 大会

大会における1日当たりの活動時間数は、②・③の例によらず、「大会要項」などの規定に基づく時間の活動とします。（移動時間は含みません）

イ 練習試合

練習試合における1日当たりの活動時間は原則5時間（準備運動・ミーティング時間を含みます）以内とします。（用具の準備・片付け時間、移動時間は含みません。）

⑤休養日の設定

引き続き、「世田谷区立中学校における部活動の方針」（令和8年度（2026年度）からは「世田谷区立中学校における部活動ガイドライン」）に基づき、1週間のうち、平日1日以上、休日1日以上、計2日以上以上の休養日を設けます。練習試合や大会参加により、連続して休日に活動を行うなど、休養日の確保ができない場合は、当該日の翌週もしくは大会終了後の翌週において必ず振替日を2日以上設け、生徒の健康に配慮した部活動運営を行っていきます。

⑥定期考査前の取扱い

定期考査期間の1週間前から、生徒の家庭学習時間の確保のため、原則活動は中止とします。ただし、定期考査終了後、大会があるなど、特別な事情がある際には、保護者から同意を得た場合のみ活動できるものとします。

⑦長期休業期間中の取扱い

長期休業期間中の活動については、平日においても「3時間以内」の活動ができるものとします。（準備運動・ミーティング時間を含みます。）休養日の設定についても準じた扱いを行うこととしますが、生徒に十分な休養を与えるものとします。

	平日	休日
活動日数 (1週間当たり)	4日以内	1日以内
活動時間	2時間以内 (準備運動・ミーティング時間を含む)	3時間以内 (準備運動・ミーティング時間を含む)
実施時間	始業前もしくは放課後 ※放課後実施場合、原則として午後6時を超えて活動は行わない (合同部活動は除く)	顧問教員を中心に部活動ごとに作成する部活動指導計画 において定める
大会	「大会要項」などの規定に基づく活動の時間	
練習試合	原則5時間以内 (準備運動・ミーティング時間を含む)	
休養日	1日以上	1日以上 ※練習試合や大会参加により連続して休日に活動を行う 場合は、翌週において2日以上振替日を設ける
定期考査前	1週間前から原則活動中止 ※定期考査終了後、大会等がある場合は保護者からの同意を得て活動することは可能	
長期休業期間	3時間以内 (準備運動・ミーティング時間を含む)	

(3) 部活動（スポーツ・文化活動）の実施要件

全ての部活動（スポーツ・文化活動）において、原則、指導顧問または部活動支援員（監督）が、活動場所において、指導・見守りができ、けがや生徒間トラブルなどに即座に対応できる状態であることを活動実施の条件とします。なお、校長の判断で部活動を実施する際に安全管理を行う者1名以上の配置が可能な場合は、この限りではありません。ただし部活動支援員（指導員）だけでは、活動は始められないものとします。

3 部活動支援員（監督、指導員）

(1) 部活動支援員（監督、指導員）の区分

部活動支援員は、教員に代わって技術指導や大会等への引率、学校と連携した部活動時における健全育成などの役割を担う「監督」とそれを補佐する「指導員」の2つに分かれます。

	監督	指導員
役割（主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導顧問又は管理顧問の指示に従った技術指導 ・ 練習試合や一部の大会における単独引率 ・ 練習計画の作成 ・ 活動時の安全管理 ・ 学校と連携した部活動時における健全育成 ・ 保護者との連絡調整 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導顧問又は監督の技術指導や活動時の安全管理の補佐
職の位置付け	委嘱	委嘱
謝礼	2,000円（時間） 報償費	1,500円（時間） 報償費
その他手当	単独引率手当（1回あたり）： 3,500円 引率時交通費相当分：実費	引率補助手当（1回あたり）： 1,500円 引率補助時交通費相当分：実費

(2) 対象者

監督・指導員は、それぞれ以下の内容を満たす人材を対象者とします。

① 監督

- ア 地方公務員法（第16条）及び学校教育法（第9条）の欠格条項に該当しない者
- イ 指導するスポーツ・文化活動に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する優れた者

ウ 学校教育の一環として実施する学校部活動の主旨と、校長の学校経営方針に沿って各校が定める部活動の方針を理解し、顧問教員（管理顧問教員を含みます。）と連携を図りながら、各部の活動目標とその実現に向けた活動内容に沿った技術的な指導を行える資質と能力を持った者

エ 18歳以上の監督の役割に十分対応出来る者（高校生は除く）

②指導員

ア 地方公務員法（第16条）及び学校教育法（第9条）の欠格条項に該当しない者

イ 指導するスポーツ・文化活動に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する優れた者

ウ 学校教育の一環として実施する学校部活動の主旨と、校長の学校経営方針に沿って各校が定める部活動の方針を理解し、顧問教員（管理顧問教員を含みます。）と連携を図りながら、各部の活動目標とその実現に向けた活動内容に沿った技術的な指導を行える資質と能力を持った者

エ 指導員の役割に十分対応できる者（高校生を含む）

（3）募集・登録・任用

世田谷区およびスポーツ振興財団のホームページを通した、人材登録・管理機能を有する人材バンクの運用によって、人材の確保及び学校への紹介、委嘱を行っていきます。

（4）配置基準

① 1回の活動中（合同部活動・男女別の部活動も含みます。）、原則、監督1名を配置したうえで、最大2名まで指導員を配置することを基本とします。ただし、水泳や陸上競技などの種目の特性ごとに技術指導や安全管理が必要な場合は適正な配置人数とします。

② 教員が指導を希望する場合は、活動における監督の配置は必須ではありません。

③ 安全管理上、けがなどの発生の可能性が高くないと校長が判断する場合は、部活動を実施する際に安全管理を行う者1名以上を配置することで活動を行うことは可能とし、その場合、監督・指導員は配置しません。

（5）配置

毎月の配置にあたり、中学校は前月20日までに翌月の活動スケジュールを決定し、支援員は希望する活動日を部活動アプリなどを通して申請します。調整員（配置されていない場合は中学校）は、申請のあった各支援員の活動希望日を確認し、配置基準に沿った配置調整を行います。

(6) 身分・報酬の支払等

- ① 教育委員会から委嘱される有償ボランティアになります。
- ② 報償費は活動時間に応じて毎月教育委員会が支払いを行います。謝礼、手当は「3部活動支援員（監督、指導員）」(1)のとおりです。
- ③ 勤怠管理は、スポーツ振興財団による部活動運営支援が行われている学校については、部活動アプリで行い、他の学校は、これまでどおりとします。

(7) 年間支払上限時間数

- ① 1日あたりの支払上限時間は、部活動における活動時間と同様に、学校が作成した部活動指導計画に基づき、平日は2時間、休日は3時間とします。(ただし、大会や練習試合については、上限は別に取り扱います。)
- ② 1部活動における活動時間、活動日数の基準に従い、年間支払上限時間数は620時間とします。

※年間活動時間数の考え方

- ア 1週間あたり $2\text{時間} \times 4\text{日} + 3\text{時間} \times 1\text{日} = 11\text{時間}$
- イ 年間時間 $11\text{時間} \times 50\text{週} = 550\text{時間}$
- ウ イのうち、月2回大会・練習試合を行った場合
 $5\text{時間} \times 24\text{日} (\text{月}2\text{回}) = 120\text{時間}$
- エ イのうち、夏季休業期間中の活動
 $3\text{時間} \times 5\text{日} \times 5\text{週} = 75\text{時間}$
- オ アにおける休日の活動時間とウの活動時間の差(追加時間1)
 $120\text{時間} - 72\text{時間} (3\text{時間} \times 24\text{日}) = 48\text{時間}$
- カ アの活動時間とエの活動時間の差(追加時間2)
 $75\text{時間} - 55\text{時間} (11\text{時間} \times 5\text{週}) = 20\text{時間}$
- キ 最大年間活動時間(イ+オ+カ)
 $550\text{時間} + 48\text{時間} + 20\text{時間} = 620\text{時間}$

(8) 保険

指導中に発生するけがや物損事故に備えて、部活動支援員を被保険者とする傷害保険・施設賠償保険に、教育委員会で加入します。また、部活動支援員は特別区自治体総合賠償責任保険の被保険者ですので、部活動支援員の行為により第三者にけがを負わせた場合は、同保険の適用対象となります。

(9) 各校における待機場所

温水プール開放事務室が設置されている中学校では、同事務室を連絡・調整拠点とします。同事務室が設置されていない中学校では、地域展開を見据えて、学校施設に

係る標準設計仕様書（学校改築ガイドライン）に盛り込むこととし、校舎改築等までの間は、既存の会議室や更衣室の貸出を行うなど、今後スポーツ振興財団による部活動運用支援の対象校を拡大していく中で、待機場所を調整していくこととします。

（10）その他

「監督」が担う役割や責任が大きくなることから、その任用について、例えば、会計年度任用職員としての任用に改めるなど、これまで以上に部活動の運営に取り組んでいただけるよう、制度のあり方を検討していきます。

4 部活動サポーター

部活動（スポーツ・文化活動）において、大会や練習試合など、通常の活動と比べ、多くのサポートが必要な場合に、部活動運営を補助し、生徒が安全・安心に部活動参加できる環境づくりを支援する仕組みづくりを目指すことを目的に、保護者による部活動の運営を補助する役割の「部活動サポーター」を配置します。

（1）役割

学校外活動（大会や練習試合等）における引率や対応に関することの補助

（2）対象者

各部活動に所属する生徒の保護者を対象とします。

（3）募集から委嘱までの流れ

中学校が大会や練習試合において、部活動サポーターを必要とするときに、その都度、部活動アプリを通して保護者あてに周知します。保護者は、活動を希望する場合、部活動アプリ内において申請を行い、スポーツ振興財団と委嘱条件明示書兼承諾書を取り交わしたうえで、活動を行います。

（4）任用・配置

スポーツ振興財団が委嘱し、部活動として、部活動に必要な資材等の運搬や部活動の安全のための見守りなどに部活動運営の補助がいる場合、適切な人数を配置します。活動日・時間は各部の活動に準拠します。

（5）謝礼の支払

部活動アプリで勤怠管理（登録）申請後、スポーツ振興財団がその内容を確認したうえで、謝礼を支払います。謝礼については、1回（1日）の活動につき1,000円とします。

(6) 保険

任用者全員を加入対象者として、公益財団法人スポーツ安全協会によるスポーツ安全保険（傷害保険、賠償責任保険、等）にスポーツ振興財団で加入します。

5 部活動（スポーツ・文化活動）運営

部活動（スポーツ・文化活動）の運営にあたっては、生徒が現在活動している学校部活動を大切にするとともに、学校や教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているかが、重要な視点となります。

今の生徒が部活動に求めている価値とはどのようなものか、改めて認識し直したうえで、教員の部活動運営にかかる負担感にも配慮しつつ、一方で部活動指導に意欲を持っている教員の思いに応えるため、今後の部活動（スポーツ・文化活動）の運営を見直します。

(1) 教員の関わり方

①指導顧問（教員が指導を希望する場合）

ア 平日

教員の勤務時間以降においても、教員が部活動の指導を行うことが基本となるため、指導顧問による部活動指導が可能です。ただし、部活動指導を優先することで、教員本来の業務に影響が生じることがないように、校務分掌を他の教員と同等とすることを条件に指導顧問による指導への関与を認めるものとします。

イ 休日

平日同様、教員による部活動指導を可能とします。指導顧問には、教員特殊業務手当（部活動）（1回3時間以上で3,000円）による手当の支給を行います。

ウ その他

現在、部活動において、学校の部活動に引き続き、保護者等による自主的なものとしての活動を行っているケースがあります。このような場合、その活動内容について、区や学校はその責任を負わず、また、そこに係る教員への手当（公費）の支給は行いません。

教員は、学校長の許可のもと、教育委員会へ兼職兼業の届け出を行い、許可された場合、活動に参加できます。

②管理顧問（教員が指導を希望しない場合）

ア 平日

部活動指導は、部活動支援員が担うことから、教員の勤務時間以降、管理顧問は原則、その活動には関与しません（在校中の緊急時の対応は除きます）。

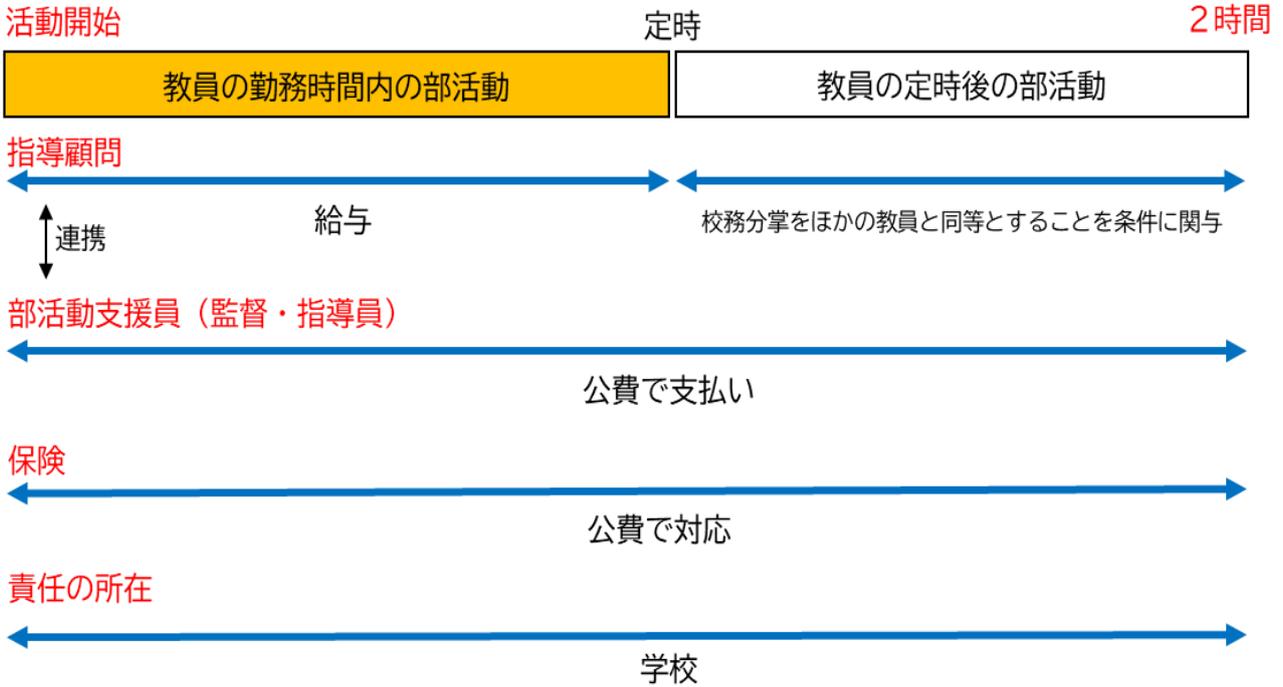
イ 休日

平日同様、部活動指導は部活動支援員が担うことから、教員は関与しません。ただし、大会要項上、教員の引率が必須とする大会等の引率時にはこの限りではありません。

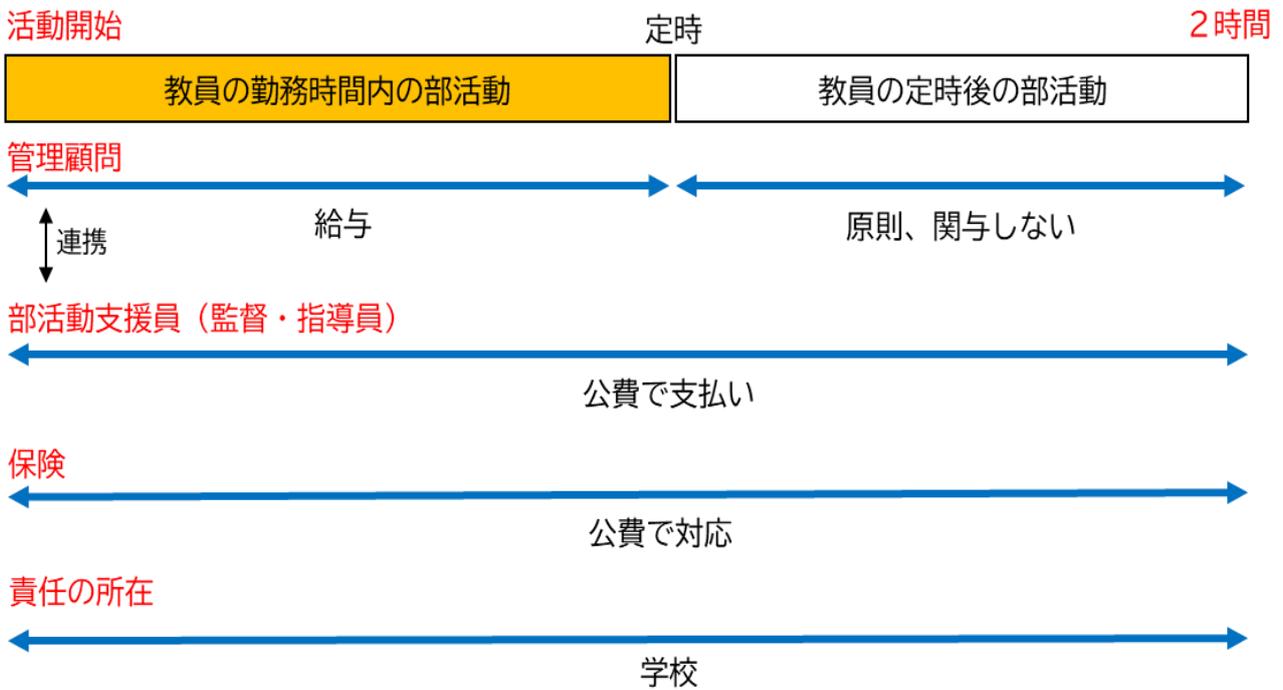
パターンごとの教員等の関わり方イメージ（例）

①平日

指導顧問



管理顧問



②休日・休業日

指導顧問



管理顧問



		指導顧問	管理顧問
平日	本務の時間	指導顧問として関与(指導等を行う)	管理顧問として関与(指導等は行わない)
	給与等支払	本務分の扱い	本務分の扱い
	本務以降の時間	校務分掌を他の教員と同等とすることを条件として、関与を認める	関与しない(緊急時の対応は除く)
	給与等支払	本務分の扱い(教職調整額の範囲内での対応)	-
休日	かかわり方	顧問として指導、大会等の引率	原則、関与しない (大会の規定により、引率が発生する場合あり)
	給与等支払	教員特殊業務手当で対応	- ※宿泊を伴う大会引率の場合は、管理顧問教員等が引率、教員特殊業務手当で対応

(2) 教員における兼職兼業について

地域連携による学校部活動の運営においては、校長の指揮監督下となることから、兼職兼業の対象とすることはできません。

しかし、学校の部活動に引き続き、保護者等による自主的なものとしての活動を行っている場合、学校長の許可のもと、教育委員会へ兼職兼業の届け出を行い、許可された場合、教員は活動に参加できます。

(3) 練習試合や大会における引率について

練習試合や大会に参加する等、学校から離れて活動する場合は、顧問教員または監督が引率を行い、管理顧問は、原則引率を行いません。ただし、大会実施要項により教員以外の引率が認められていない場合また、宿泊を伴う大会への引率は、指導顧問または管理顧問等教員が行います。

(4) 学校責任における宿泊を伴う部活動について

現段階において、学校責任での夏合宿を実施している部活動(スポーツ・文化活動)はなく、昨今の酷暑等の状況も踏まえ、学校責任における宿泊を伴う部活動は、今後実施しないものとします。ただし、各学校において、生徒の体調面や練習環境などが整っていることを前提とした夏の集中練習等は、これに含みませんが、代替の休養日を設定する等、適切な休養を確保したうえでの実施とします。

6 活動場所

- (1) 基本的に自校を活動場所とします。
- (2) 合同部活動を実施する場合、活動内容に応じて学校間での調整を行った場所での活動を基本としますが、いずれかの学校での活動とすることもできます。
- (3) 部活動の地域展開を試行しているものは、原則、現在行っている場所で継続的に実施するものとします。また、新たに地域展開する活動は、現在の活動場所での活動を基本としつつ、必要がある場合、中学校等の施設を活動場所とできるよう、調整していきます。

7 地域展開を目指した部活動運営のあり方

- (1) 令和7年度(2025年度)末時点で活動中の部活動は、令和8年度(2026年度)以降も継続して活動することを基本とします。
- (2) 卒業等による部員数の減少により、学校単位での活動や大会参加が困難と見込まれる種目の部活動については、寄合型での合同部活動に切り替えることもできるものとします。
- (3) ある種目の部活動への参加を希望する生徒がいなくなった場合、その部活動を休止または廃止することができるものとします。

8 部活動に係る費用

- (1) 部活動の実施にあたり、学校施設設備の利用に関する経費は、教育委員会が負担します。
 - ① 校舎、校庭、体育館、プール、倉庫、トイレ等の設備で、校長の許可を得たものの使用料
 - ② 上記設備の使用によって生じる光熱水費
 - ③ 競技・種目を実施するにあたり必要な付帯設備の使用料
(例) サッカーやバスケットボールのゴール、バレーボールやテニス等の支柱やネット、等
 - ④ 競技・種目を実施するにあたり部全体で必要となる用具代
(例) 球技のボール、校庭ライン引き用の石灰、学校備品として調達する楽器、譜面立て、等
- (2) 活動内容により、個人に還元され、活動に必要とされる材料等の実費負担分について、部費の徴収は認めるものとし、部費の管理者については、当該校の部活動規約に定めるものとします。
- (3) 部活動中に発生した事故について、生徒に対しては災害共済給付制度が適用されます。

- (4) なお、部活動の地域展開の試行として実施している部活動（新設活動を地域展開として実施しているものを除きます。）については、(1)(2)の考え方によるものとします。

9 教員への支援

令和7年度（2025年度）から開始した教員等への以下の支援も引き続き実施していきます。

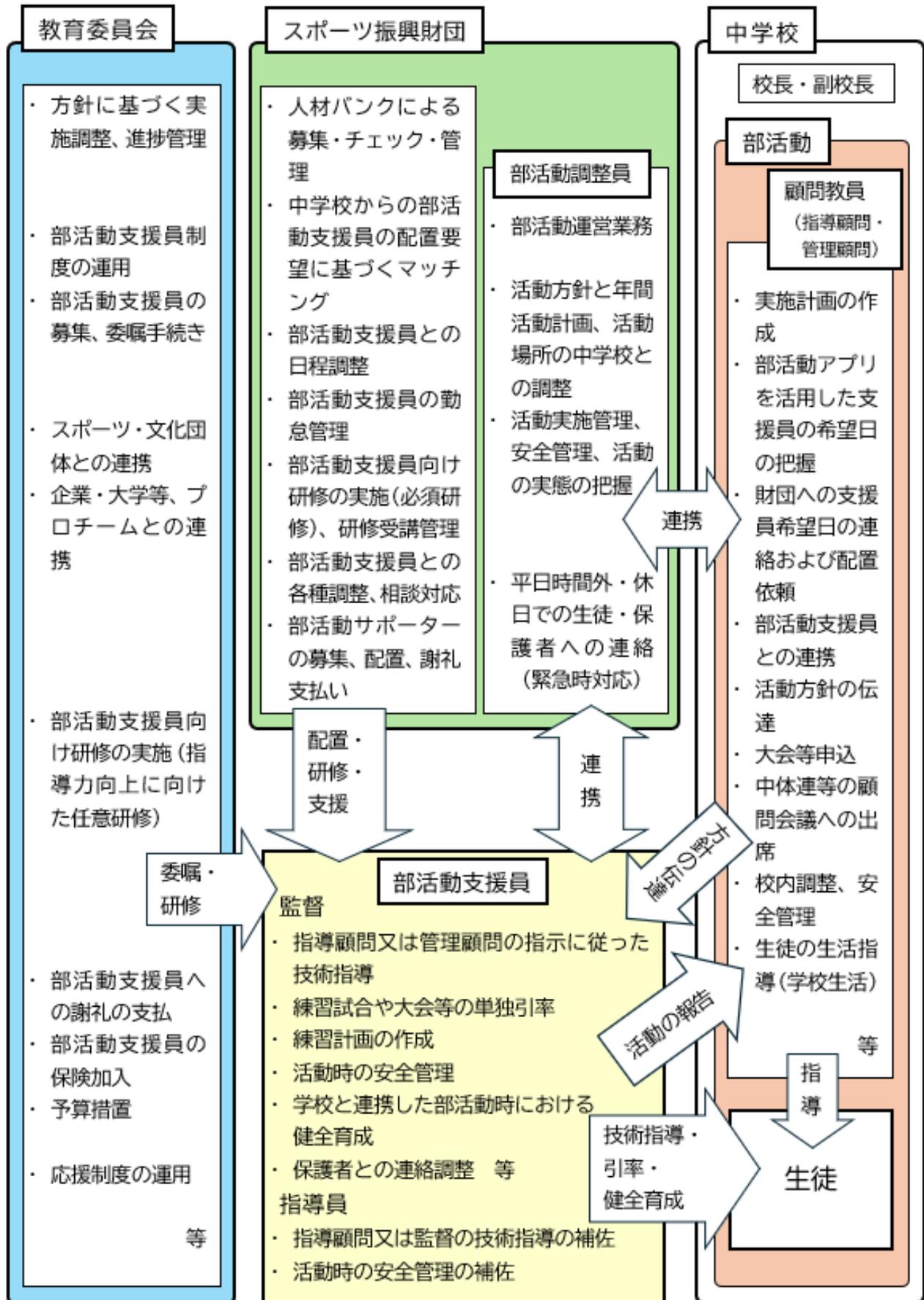
- (1) 審判資格取得費用（研修費用）への助成（令和8年度（2026年度）以降は、更新も対象とします）
- (2) 指導・運営の際に使用する参考書籍・消耗品等購入経費の各学校あて予算配当

10 体制

(1) 部活動運営体制（全体）

教育委員会は本事業の運営主体として全体を管理し、全校において本方針に基づく地域連携の進捗を管理します。部活動支援員は教育委員会が任用するほか、スポーツ団体・文化団体や区内企業・区内大学と連携して、部活動支援員の人材確保を進めます。特に、音楽や美術関係の監督・指導員の人材に関し文化財団と連携し、人材確保を進めます。

また、スポーツ振興財団は、各中学校における部活動運営支援業務（年間活動計画や活動場所についての中学校との調整、日常的な活動実施管理、休日における保護者への連絡、等）や、人材バンクの管理、部活動支援員の配置・活動実績管理等、部活動（スポーツ・文化活動）の実施にかかるコーディネート業務を担います。



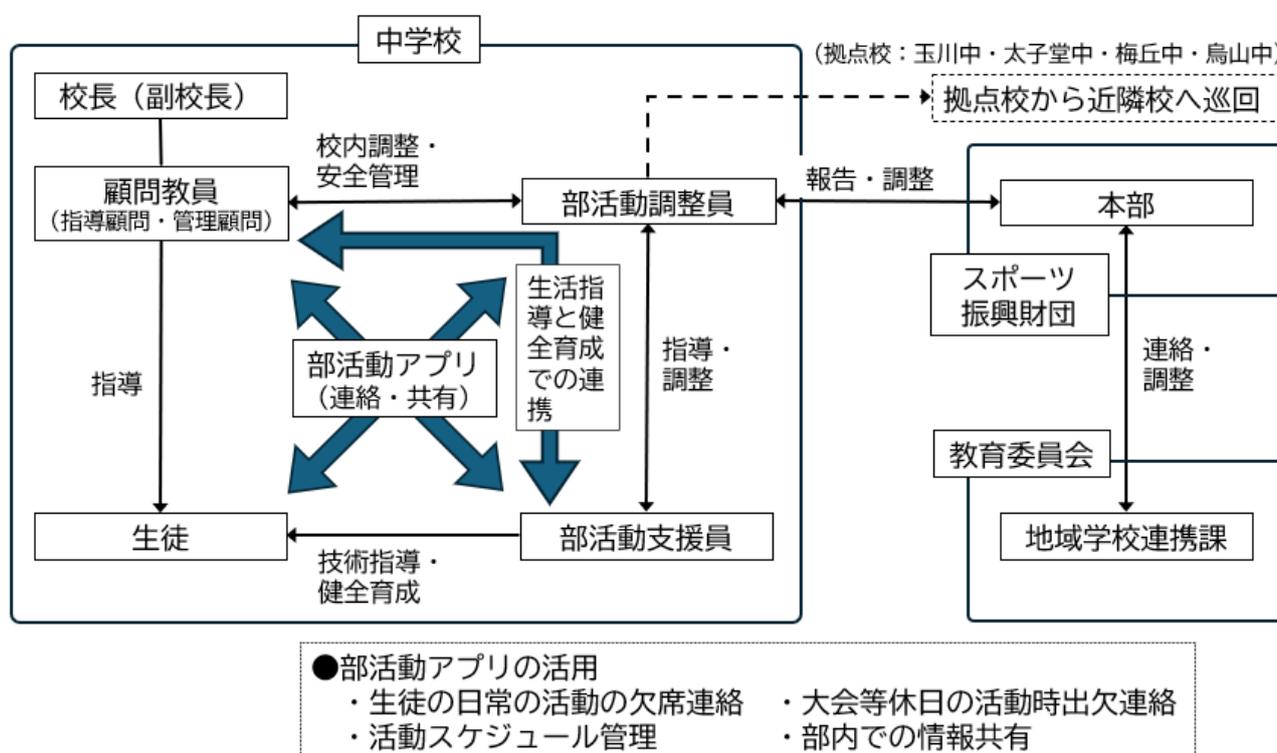
(2) 日常的な体制

各学校の部活動（スポーツ・文化活動）の活動実施の状況を把握するため、温水プール開放事務室がある4中学校（玉川中・太子堂中・梅丘中・烏山中）とスポーツ振興財団本部の合計5か所に部活動調整員を配置します。4中学校を拠点校とし、拠点校及び隣接校を随時巡回させ、本部にてその情報を集約・管理します。

日頃の活動で生徒が欠席する際の連絡や、大会時・休日の活動時の出欠連絡等の調整、新たな活動スケジュールの管理や情報共有には部活動アプリを活用し、部活動支援員・顧問教員の双方が部活動アプリを通し、連携・共有する体制とします。

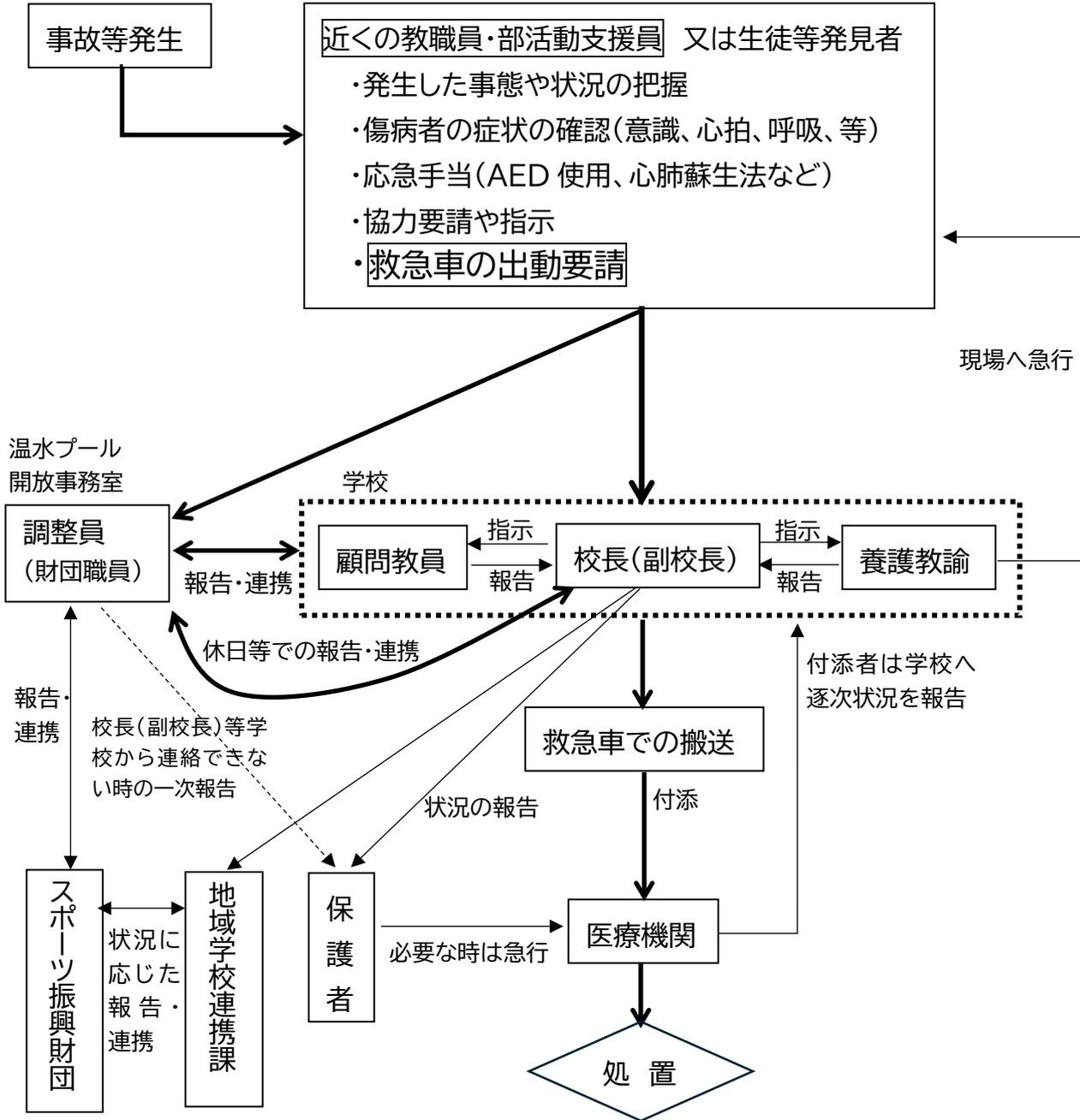
また、部活動支援員は、各学校の生徒の生活指導の考え方や教育目標、重点目標をよく把握し、校長・顧問教員と連携したうえで、部活動実施計画等に基づき、部活動を実施します。活動終了後は、その日の活動内容や、生徒の生活指導等に係るものを、顧問教員と共有します。

猛暑時の活動実施の判断、雷の発生時などの緊急時対応については、顧問教員と部活動支援員（監督）が連携して決定します。けが等が発生した場合に対応するため、学校保健室の利用とともに、部活動用の救急箱を各学校に配備します。



(3) 緊急事態の際の連絡体制

① 教員または部活動支援員が救急車の出動を要請する場合

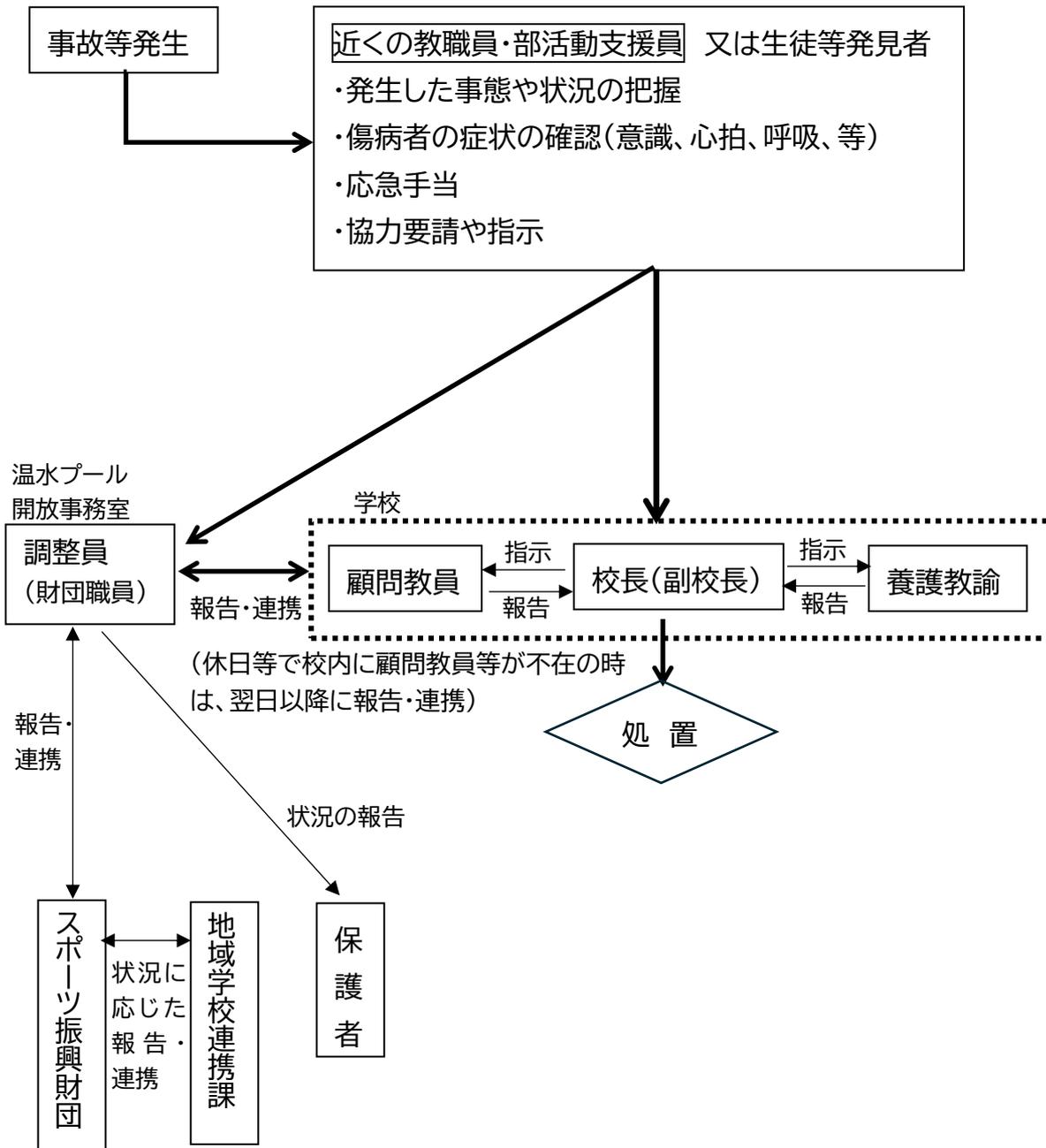


ア 部活動中に事故が発生して生徒がけがをした時、教員又は部活動支援員は、事故の発生状況や生徒のけがの状況を確認し、必要と判断した場合には直ちに救急車の出動を要請します。その際、平日・休日を問わず、学校にいる教員及び温水プール開放事務室の部活動調整員に連絡し、学校及びスポーツ振興財団本部と情報を共有します。

イ 保護者あてには、校長・副校長から、校長・副校長が学校に不在の場合は職員室内の他の教員あるいは部活動調整員から、生徒の状況について連絡します。

- ウ 救急搬送の際は、教員・部活動支援員または部活動調整員いずれかの大人が付き添い、診断結果を確認のうえ、学校（校長・副校長あるいは職員室に待機する他の教員）に逐次状況を報告します。
- エ 救急車の出動を要請する程ではないが、外傷がわかりにくいけがなど、医療機関での受診が望ましいと判断する場合は、保健室等で応急処置をした後、教員・部活動支援員または部活動調整員が保護者と協議のうえ、タクシーを呼ぶなどして、大人が付き添って医療機関を受診します。

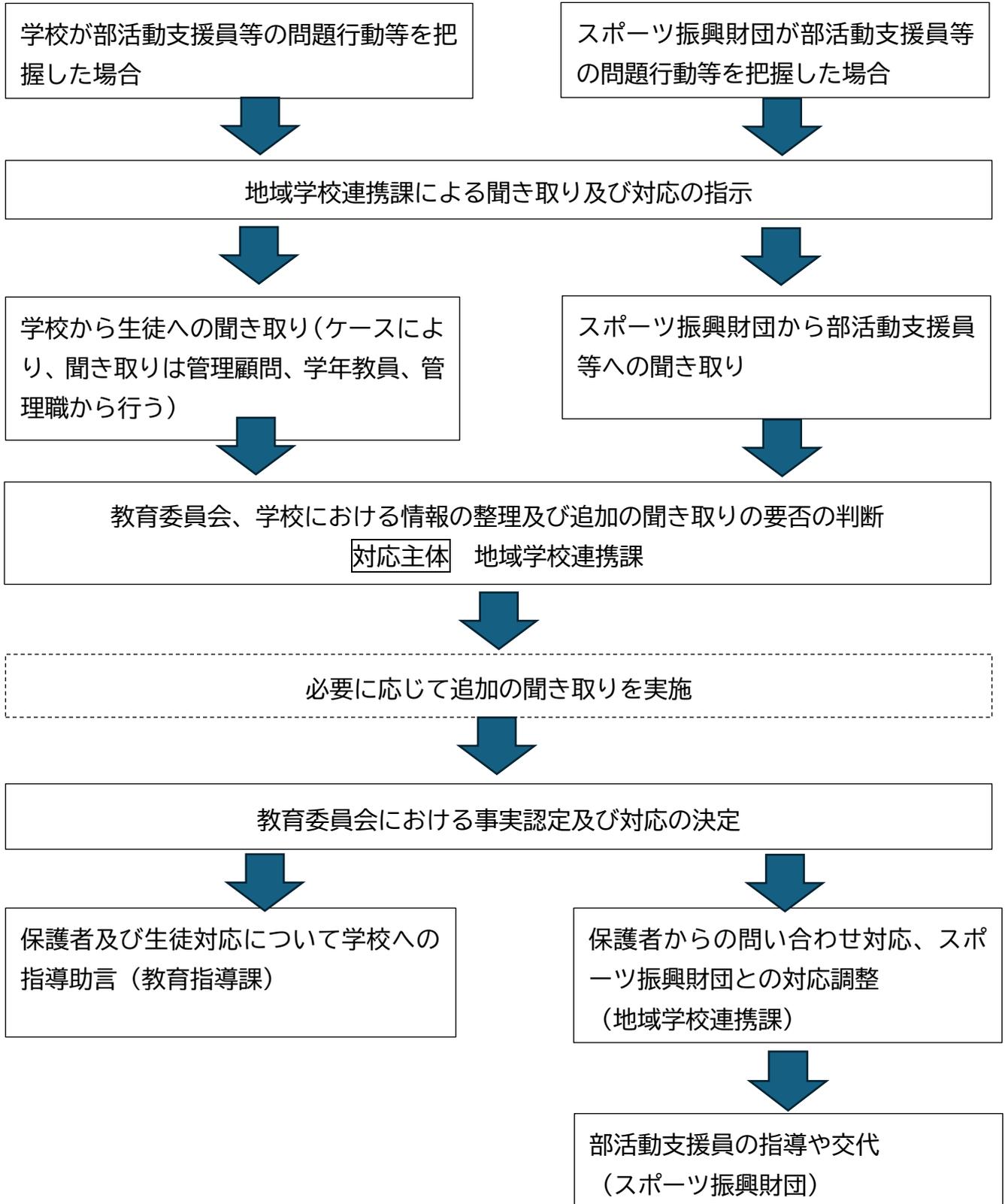
② 軽微なけがの場合



- ア 生徒のけがの状況が医療機関に行くほどではないと判断した場合は、部活動用の救急箱等を用いて、手当を行います。
- イ 部活動調整員から保護者あてに連絡します。
- ウ 必要に応じて、教員等へ連絡し、情報を共有します。

(4) 部活動支援員等のトラブルへの対応

部活動支援員等（支援員・部活動サポーター）において、問題行動等があった場合は、以下の体制で、直ちに対応するものとします。



(5) 運用ルール

本方針を受けた具体的な運用については、「世田谷区立中学校における部活動ガイドライン」として作成し、令和8年度（2026年度）から適用していきます。

1.1 部活動における生徒間トラブルと学校との連携

部活動の地域連携及び地域展開において、部活動に関わる全ての関係者が、子どもたちの健全育成という点から、生徒間トラブルについて同じ認識をもって対応にあたる必要があります。

部活動の中で起きたトラブルは、随時学校に報告し、学校と共に適切に対応していくことが大切です。

特に部活動中に起きたいじめについては、関係者がいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を理解するとともに、いじめの未然防止及び早期発見に連携して取り組み、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有します。

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、部活動や地域クラブ活動中の人間関係による生徒間トラブルについても該当します。

- (1) 部活動支援員は、生徒の様子や人間関係に注意深く気を配り、自身も生徒に対して公平、公正な態度で指導にあたるなど、いじめの未然防止に努める必要があります。また、部活動支援員がいじめかどうかを判断して単独で対応するのではなく、生徒の様子に変化があれば顧問教員または管理職及びスポーツ振興財団へ直ちに報告し、必ず学校と教育委員会が対応します。
- (2) 学校は生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、関係者と連携して対応にあたります。関係生徒が同じ学校に在籍する場合など、生徒の学校生活に配慮するとともに、必要に応じて関係生徒や保護者との面談、状況の整理を担います。
- (3) スポーツ振興財団は発生したトラブルについて把握するとともに、把握した事実をただちに、学校・教育委員会へ報告を行います。
- (4) 教育委員会は学校、スポーツ振興財団からの報告を踏まえ、両者と連携して対応にあたるとともに、部活動支援員のトラブルの未然防止に係る行動が適切であったかの検証を行い、必要に応じて、部活動支援員へ指導を行います。

1 2 地域連携の強化に向けて

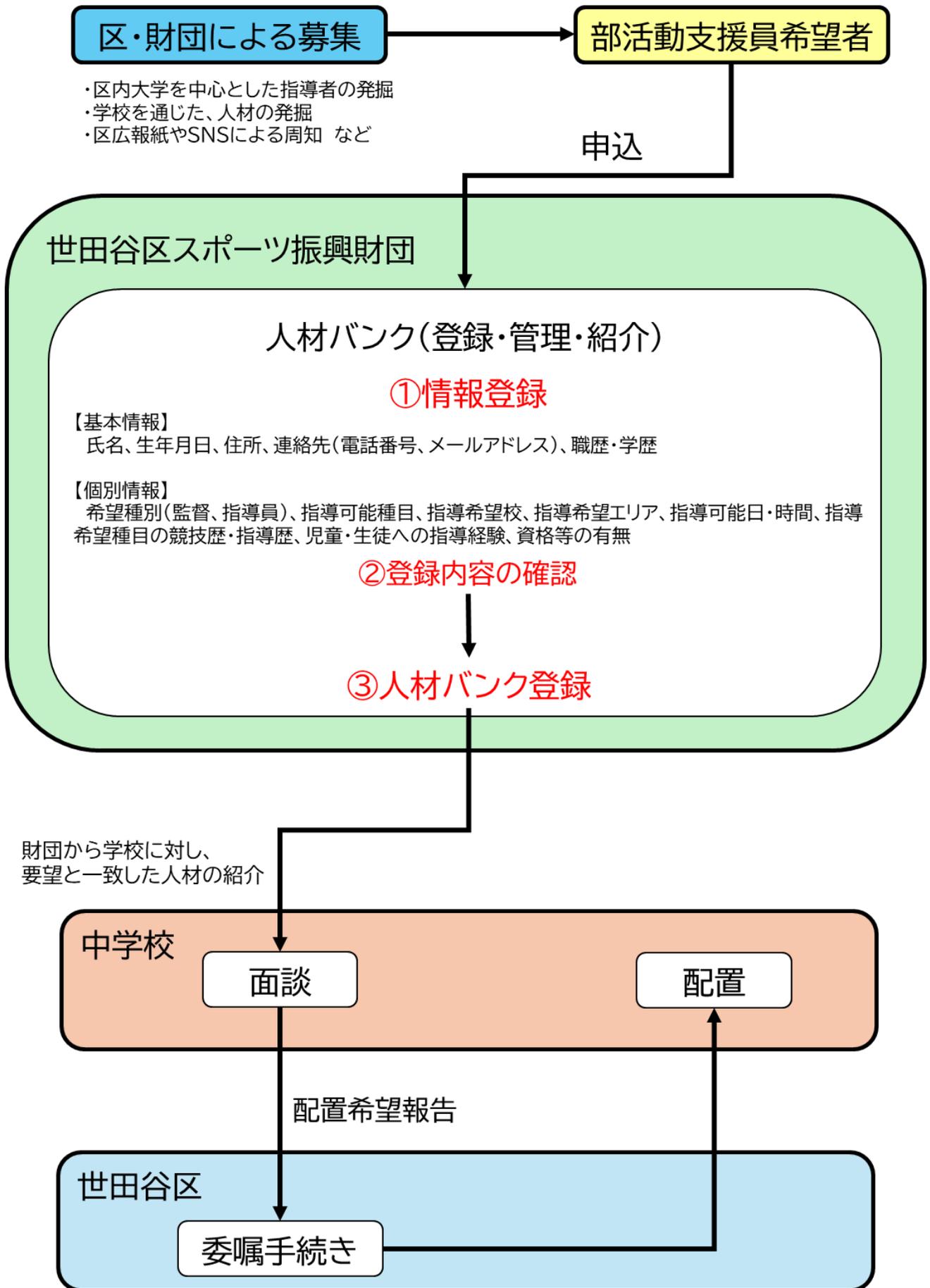
(1) 人材バンクの活用

今後、地域展開を見据えた地域連携を実施していくにあたり、指導者の確保は、非常に重要なものであり、あわせて、安心、安全で質の高い活動が求められています。

こうした背景を踏まえ、これまでの部活動支援員の登録の仕組みを見直し、人材登録・管理機能を有する人材バンクの運用によって、人材の確保及び学校への紹介、配置を行っていきます。

部活動支援員等を希望する者は、「(仮称)世田谷区人材バンク」において申込を行うこととし、登録にあたり、事前に研修の受講や振り返りを行うなど、部活動支援員希望者が教育的配慮をした適切な指導が行えるよう仕組みを構築してまいります。

※人材バンクによる支援員登録・配置のイメージ図



(2) 部活動支援員拡充への取組み

生徒一人ひとりの希望や状況に応じた活動が継続できる体制、学校や部活動それぞれの状況に応じ、その活動を充実させようとする学校の思いと地域の思いを共に重視していく視点のもと、部活動（スポーツ・文化活動）をこれまで以上に、充実したものとしていくために、教育委員会は、部活動支援員の担い手の確保に向けて、以下のとおり取り組みます。

①各種団体との連携や協力等の実施

ア 区内大学との継続的な指導者派遣に向けた連携

区内17大学との間に継続的に指導者を派遣できる体制の構築を行い、現在も部活動支援員の主な担い手として活動している大学生による指導者の派遣を強化していきます。

イ 区内の官公庁や民間企業、NPOとの連携

区内の官公庁や民間企業、NPOに対し、部活動支援員の登録への協力依頼を強化していきます。

ウ 公益財団法人などを通じた団体との連携

区内の各団体との連携による支援員の配置に向けた交渉を公益財団法人などと連携して行っていきます。

エ 総合型地域スポーツ・文化クラブへの協力依頼

オ 学校を通じた保護者や学校運営協議会を活用した人材の発掘

②部活動支援員担い手確保に向けた広報活動の実施

区のおしらせ「せたがや」や区公式SNS（X、せたがやスクールボードなど）を活用した周知を行うほか、今後の地域展開に向けたワークショップ、シンポジウムの開催を実施するなど、継続的な広報活動をおこない、人材確保の取組みを推進します。

(3) 研修制度

生徒が安心、安全で質の高い活動が受けられるよう、部活動支援員に対する研修制度の充実は欠かせないものとなります。そのため、部活動支援員登録時に受講する研修のほか、部活動支援員として活動後にも受講する研修を用意することで、指導者の能力や知識の向上を図り、安心、安全で質の高い活動へとつなげていきます。

①人材バンク登録後受講研修（必須）

人材バンクへの登録後、学校との面談前にあらかじめ部活動指導の基本となる内容や世田谷区で部活動指導を行うにあたり、より専門的な知識習得を目的とした研修を受講してもらいます。受講方法はオンラインを予定していますが、研修内容を振り返り理解を促進するためのテストを用意するとともにすでに活動している部活動支援

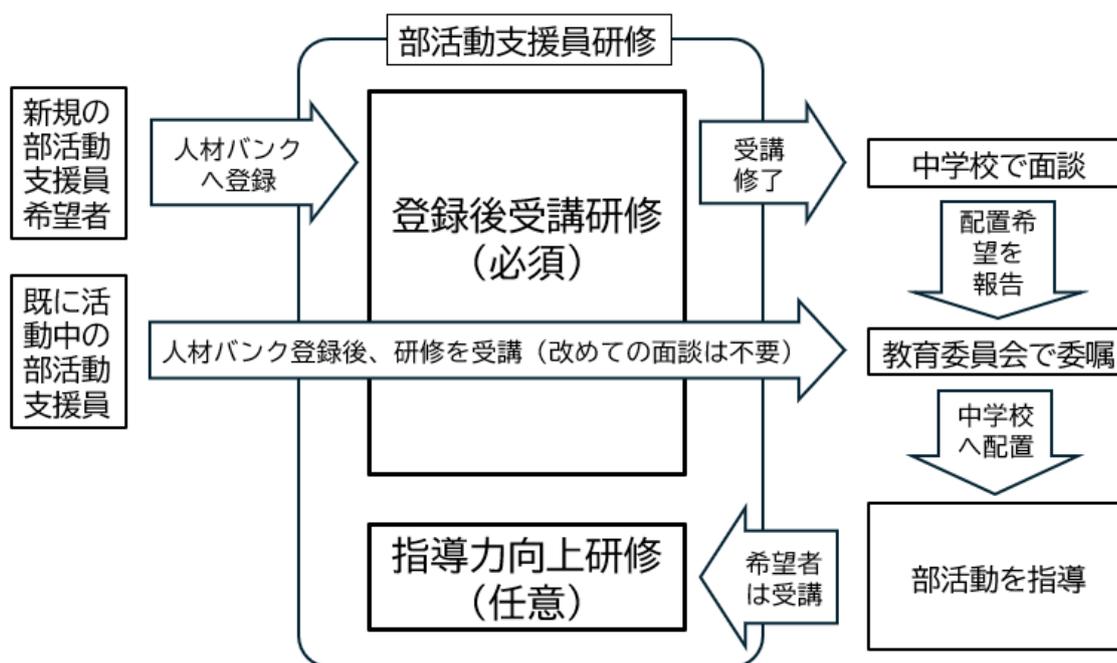
員も研修を受講することで、部活動支援員として活動する人が教育的配慮をした適切な指導が行えるよう支援します。

研修テーマ（予定）	内容
区教育委員会の部活動運営方針	部活動の地域連携・地域展開と、世田谷区が目指す方針を伝える
指導者の役割と心構え	「世田谷区立中学校における部活動の方針」（令和8年度（2026年度）からは「世田谷区立中学校における部活動ガイドライン」）に則した活動時間等のルールや指導者の役割等を伝える
コンプライアンスの徹底、体罰ハラスメント及び不適切行為・指導をしないために	パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等のハラスメントに関する正しい知識を伝える
救急措置・事故対応	事故等の緊急事態が発生した場合の対応や、けが等に対する適切な処置方法を伝える
中学生時期の心身の発育発達	中学生期における身体的発達状況や精神的な特徴を伝える
保護者等との連携・生徒理解のための研修	生徒・保護者との信頼関係を築くためのポイントを伝える
「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」に関する研修	「インクルーシブ教育ガイドライン」の内容を伝える

②指導力向上研修（任意）

部活動支援員が生徒に対してより良い指導が行えるよう、最新のコーチング方法や技術指導向上を目的とした任意受講による研修を年間を通して複数回実施します。必修研修同様オンラインによる受講のほか、対面で行う研修も実施するなど、より多くの部活動支援員が受講でき、かつ、理解を深める仕組みを構築していきます。

研修テーマ（例）	内容
けがを防ぐためのストレッチ研修	中学生期に合わせた、けが防止・柔軟性向上のためのストレッチ方法を伝える
結果に固執しない指導のありかた	結果に固執すると何が起きるか、結果を目指すためのプロセスを重視する指導について伝える
緊急時対応に係る実践研修	事故等の緊急事態が発生した場合の対応についての実践的な研修



(4) 現在活動中の部活動支援員

現在、活動中の部活動支援員については、改めて、所定の手続きにより人材バンクへ登録し直し、監督・指導員に分け、各学校へ配置し直します。

(5) 応援制度の創設

部活動の地域展開にあたっては、地域人材や活動団体の協力は不可欠であり、また、民間企業による後押しも持続可能な制度構築には必要となります。こうした地域社会全体で支える仕組みとして、以下の応援制度を創設し、運用を目指していきます。

① 応援内容

ア 財政支援（個人・団体）

各中学校での部活動運営に必要な費用への支援として、個人からのふるさと納税や企業等からの寄付を、「世田谷遊びと学びの教育基金」の中で積み立て、運用を行っていきます。

イ 物品支援

教育委員会において、部活動実施にあたっての用品や飲料、医療品などの物品の寄付を受け付け、中学校へ提供します。

② 応援のメリット（例）

ア 部活動応援企業として登録（教育委員会からの感謝状の贈呈、各学校への周知など）

イ 世田谷区ホームページやスポーツ振興財団ホームページ上での個人名、企業名の掲載等

第4章 地域展開に向けた検討

1 目指すべき仕組みのあり方

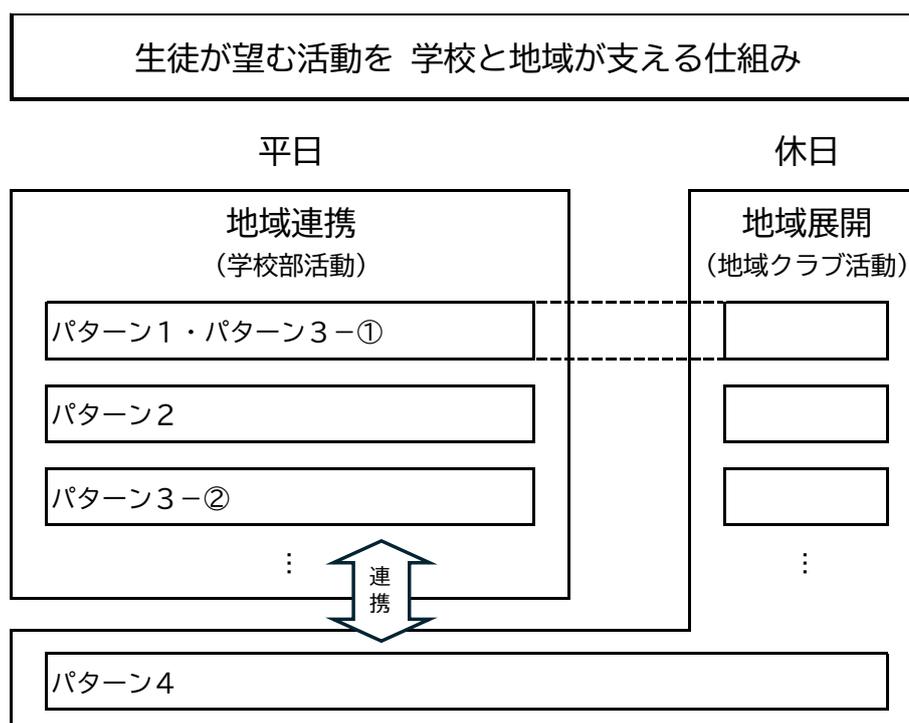
今日の生徒の部活動に対する価値観は多様化しており、高いレベルで優秀な成績を収めることを目指す生徒もいれば、純粹に競技等を楽しみたいと考えている生徒もいます。

こうした生徒が望む活動を続けられる仕組みとするため、区では、令和10年度（2028年度）までに、全区立中学校において平日・休日の地域連携を進めるとともに、令和8・9年度（2026・2027年度）の2か年において地域展開の目指すべき仕組みのあり方を検討していきます。令和11年度（2029年度）以降は、休日を中心に学校内で運営されている部活動を学校と地域で支える地域展開として取り組んでいくことを基本として検討していきます。

この検討は、小学生等を含む多世代の参加や中学生が様々なスポーツ・文化活動に参加し、専門的な活動ができるようになり、また、教員はワーク・ライフ・バランスの改善によって心身の健康増進を図られ、創造的な余白を確保できるようにすることを旨とするものです。

また、地域展開においても、部活動の指導を希望する教員については、勤務時間外である休日に、地域クラブの指導者としても参画できないか、検討を進めていきます。

一方、地域クラブ活動は、運営主体や指導者が学校部活動とは異なることが想定されます。学校部活動の教育的意義や役割を地域クラブ活動においても継承・発展させていくため、地域と学校が綿密に連携し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する仕組みを目指していきます。



2 検討の論点

部活動の地域展開を進めるにあたり、学校単位で部活動として行われてきた活動を地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する必要があることから、以下の視点にもとづき検討を進め、令和9年度（2027年度）までに地域展開におけるガイドラインを作成します。

（1）教員が授業の準備等に集中できる体制づくり

地域クラブ活動への関わり方を教員が主体的に選択できるようにすることで教員の適正な勤務時間を実現し、授業の準備時間や子供に向き合う時間など、創造的な余白を創出するという視点から検討します。

【検討項目】

持続可能なクラブの体制、クラブ内における生徒同士等のトラブルと学校との連携

（2）多世代の子どもたちが参加できる活動を持続的に運営できる体制づくり

学校単位の部活動を地域展開することで、地域クラブ活動の参加者の範囲を地域の生徒や小学生を含めるなど、どのように拡大できるのかという視点及び指導者をどのように継続的に確保できるかという視点から検討します。

【検討項目】

地域クラブ活動の認定、地域クラブの担い手の確保、指導者の待機場所、活動場所の調整、大会等への参加、地域クラブによる人材バンクの活用

（3）生徒の多様なニーズに対応できる体制づくり

平日を含めて、相当な高い技術や知識の獲得を目指す生徒や、レクリエーション志向の生徒の希望を叶えるという視点から検討します。

【検討項目】

新しい活動、地域クラブ活動の通知表等への記載

（4）地域クラブ活動へ指導者として参加できる体制づくり

第2段階（令和11年度（2029年度）以降）の休日における地域展開を見据え、地域連携への取組みを実施していく中で、段階的に教員における兼職兼業制度の仕組みを整備していきます。

しかし、地域展開を実施するにあたり、指導者が必要であり、その対象として教員も入ることから、土日に実施する地域展開事業の意義や教員の参加、兼職兼業制度の活用方法や報酬等について、考え方をまとめる必要があります。

地域クラブ活動に教員が指導者として参画を希望する場合、勤務時間外にも指導者として参画しやすくするという視点から検討します。

【検討項目】

兼職兼業の実施

(5) 過度な負担を強いることのない各地域クラブ活動運営

参加する生徒の保護者が参加費等を負担する地域クラブ活動において、部活動の地域展開の試行からの課題も踏まえ、費用負担を理由に生徒の選択肢が狭まることがないようにするという視点から検討します。

【検討項目】

企業などによる応援制度の創設、受益者負担、区の助成（クラブ運営に係る費用、活動場所における用具代など）

また、将来的な課題として「民間企業やプロスポーツチーム、著名人が地域クラブ活動に参加できる」という視点からも、併せて検討していきます。

3 検討体制

本方針を確実に実行に移し、中学校部活動の円滑な地域展開を進めるため、令和8年度（2026年度）より、教育委員会事務局地域学校連携課を事務局とした、「（仮称）世田谷区立中学校部活動地域展開協議会」（以下、「協議会」といいます。）を新たに設立し、令和9年度（2027年度）までに10回程度開催します。

協議会では、上記「2 検討の論点」を踏まえた、課題の洗い出し、議論を行うとともに、効果検証・意見交換の場として、ワークショップを開催します。

協議会 委員（案）

役職	人数	備考
学識経験者	2名	
中学校長	2名	
総合型スポーツクラブの関係者	3名	複数クラブから選任
大学関係者	1名	学校施設の貸し出し、指導者派遣
企業関係者	1名	応援制度の創設

※スポーツ振興財団はオブザーバーとして参加を想定。

※生徒や保護者へは、協議会からの意見聴取等を行います。

※教員へは、アンケート等により意見を聴取します。

4 世田谷区の部活動地域展開のロードマップ

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)以降
国 部活動改革期間	改革推進期間	次期改革期間					
学習指導要領	現行 学習指導要領						次期 学習指導要領
区 の 取 組 み 段 階	第1段階（～令和10年度(2028年度)）				第2段階（令和11年度(2029年度)～）		
【地域連携】	地域連携						
スポーツ振興財団による部活動運営支援	モデル校	9校で実施		順次拡大	全校で実施		
部活動支援員	役割の整理、配置の拡充	人材バンクの活用、部活動支援員の配置の拡充					
		任用制度変更に向けた庁内調整		新たな任用制度での実施（予定）			
部活動支援員向け研修	必須研修・任意研修の整理	活動開始時の必須研修の受講／任意研修の受講					
活動日数・実施条件 教員の関わり方	ガイドラインの改訂	ガイドラインに沿った部活動の実施、部活動支援員の配置					
応援制度	制度検討	制度の創設、実施					
【地域展開】	地域展開						
目指すべき仕組みのあり方検討	協議会における検討			地域展開に向けた準備	休日を中心とした地域展開の実施		
(仮称)世田谷区立中学校部活動地域展開協議会	▲協議会の開催			◆(仮称)地域展開運用ガイドラインの策定			
教員の兼職兼業	兼職兼業の実施に向けた調整				協議会での結論に基づく取組み		
部活動地域展開事業	委託契約によるトライアル実施				(実施時期未定) 協議会での結論に基づく取組み		